

概要版

令和4年度

包括外部監査の結果報告書

「農林水産事業に係る事務の執行について」

令和5年3月

福井市包括外部監査人

齋藤 栄慶

| | |
|--|----|
| 第1章 包括外部監査の概要 | 1 |
| 1. 外部監査の種類 | 1 |
| 2. 選定した特定の事件（テーマ） | 1 |
| 3. 監査対象期間 | 1 |
| 4. 監査対象部署 | 1 |
| 5. 事件（テーマ）を選定した理由 | 1 |
| 6. 外部監査の方法 | 2 |
| (1) 監査の要点 | 2 |
| (2) 主な監査手続 | 3 |
| 7. 監査の実施期間 | 3 |
| 8. 監査の結果 | 3 |
| 9. 包括外部監査人の補助者 | 3 |
| 10. 利害関係 | 4 |
| 11. その他 | 4 |
| (1) 用語について | 4 |
| (2) 金額について | 4 |
| 第2章 監査対象の概要 | 5 |
| 1. 福井市の農林水産業の概況 | 5 |
| (1) 福井市における土地の利用状況 | 5 |
| (2) 農業関係 | 5 |
| (3) 林業関係 | 9 |
| (4) 水産業関係 | 9 |
| 2. 農林水産部及び農業委員会の組織 | 11 |
| 3. 農林水産部及び農業委員会の所管業務 | 12 |
| (1) 農政企画課 | 12 |
| (2) 林業水産課 | 13 |
| (3) 農村整備課 | 13 |
| (4) 園芸センター | 14 |
| (5) 中央卸売市場 | 14 |
| (6) 農業委員会 | 15 |
| 4. 第七次福井市総合計画 | 15 |
| 5. 令和3年度農林水産部実施事業と第七次福井市総合計画との関係 | 21 |
| 第3章 監査の結果 | 31 |
| 1. 監査結果のまとめ | 31 |
| 2. 指摘及び主な意見 | 31 |
| 2-1. 農政企画課（2-13. 未来へつなぐ福井の農業活性化プロジェクト） | |

| | |
|--|----|
| (P.73) | 31 |
| 2 - 2 . 林業水産課 (3 - 3 . 林業水産業U・Iターン促進事業 (林業)) (P.139) | 35 |
| 2 - 3 . 林業水産課 (3 - 1 8 . 森林組合強化育成貸付金) (P.186) | 37 |
| 2 - 4 . 林業水産課 (3 - 2 0 . 林業団体活動支援事業) (P.192) | 38 |
| 2 - 5 . 林業水産課 (3 - 4 0 . 漁業協同組合強化育成貸付金) (P.242) | 38 |
| 2 - 6 . 農村整備課 (一般会計) (5 - 6 . 多面的機能支払交付金) (P.310) | 39 |
| 2 - 7 . 農村整備課 (一般会計) (5 - 1 1 . 市有土地改良施設管理事業) (P.322) | 41 |
| 2 - 8 . 農村整備課 (集落排水特別会計) (6 - 1 . 事務諸経費) (P.377) | 44 |
| 2 - 9 . 農村整備課 (6 - 2 . 農業集落排水施設管理事業) (P.384) | 48 |
| 2 - 1 0 . 中央卸売市場 (8 - 9 . 市場経営体質強化育成貸付金) (P.463) | 49 |
| 2 - 1 1 . 農業委員会事務局 (9 - 1 0 . 農地利用状況調査事業) (P.490) | 51 |

第1章 包括外部監査の概要

1. 外部監査の種類

本外部監査は、地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査である。

2. 選定した特定の事件（テーマ）

農林水産事業に係る事務の執行について

3. 監査対象期間

令和3年度（自令和3年4月1日 至令和4年3月31日）
ただし、必要に応じその他の年度についても監査対象とした。

4. 監査対象部署

| No | 監査対象所属 |
|----|------------------|
| 1 | 農政企画課 |
| 2 | 林業水産課（有害鳥獣対策室含む） |
| 3 | 農村整備課（一般会計、特別会計） |
| 4 | 園芸センター |
| 5 | 中央卸売市場 |
| 6 | 農業委員会事務局 |

5. 事件（テーマ）を選定した理由

福井市では、最上位計画である「第七次福井市総合計画」を策定し、平成29年度から平成33年度（令和3年度）までの5年間を計画とする取組みを進めてきた。

本計画では、「みんなが輝く 全国に誇れる 福井」を将来都市像として定め、当該実現に向け、「豊かな地域づくり」「輝く未来への挑戦」という2つの重点方針に基づき、「快適に暮らすまち」、「住みよいまち」、「生き活きと働くまち」、「学び成長するまち」の4つの分野毎に、市政全般にわたる政策・施策に取り組んでいる。

当該「生き活きと働くまち」の一部として、「若者が希望を持てる農林水産業のまちをつくる」政策が位置づけられ、具体的には 稲作の強化と園芸の推進により農業経営の複合化を図る、 伐って守る林業とつくり育てる水産業を振興する、 農産物のブランド化と需要を拡大する、 農山漁村の生活環境を守るとする4つの施策から構成され、当該施策に基づいて、農林水産部では各事業を遂行している。

また、福井市の環境においては、耕地面積は 7,760ha、林野面積は 31,941ha と総土地面積 53,641ha に占める割合はそれぞれ 14.4%、59.5%となっている。また、農業経営体数は 2,333 経営体と総人口 262,328 人に占める割合は 0.8%となっている。

特に、田耕地面積は 7,370ha と耕地面積 7,760ha に占める割合が、94.9%と水田面積率は非常に高い水準となっており、農業算出額からみても、福井市推計額 84.9 億円のうち、米の産出額は 61.5 億円と農業産出額の 72.4%となっている。このように、福井市は、以前より水田を中心とする農業が盛んな地域となっている。

しかしながら、農業者の高齢化に伴う担い手不足の進行や米価の低迷などにより、福井市の農業は大変厳しい状況におかれている。また、食文化の変化、コロナに端を発する外食産業の落ち込み等により、農業生産者への影響も甚大なものとなっている。

そのような中、福井市は、平成 26 年度に策定した「福井市農業活性化プラン」を改訂し、「第 2 次福井市農業活性化プラン」を策定し、令和 2 年度より長期的な視点にたった持続的な農業の発展を目指していくための施策を実施してきている。

さらに、林業及び水産業においては、平成 28 年度に策定した「福井市林業・水産業プラン」が令和 2 年度に終了したことに加え、林業水産業を取り巻く環境の変化や、漁業従事者の高齢化、後継者不足、魚価の低迷などを受け、現行プランの取組による成果と課題を整理し、国や県の動向を踏まえ、今後 5 年間の林業・水産業の活性化を図るため「福井市森林整備・林業成長産業化推進プラン」及び「福井市水産業振興プラン」(令和 3 年策定)を策定している。

以上の影響を受け、福井市は令和 3 年度当初予算上も農林水産業費として 3,569 百万円の歳出を実施しており、一般会計の歳出予算額 116,747 百万円に締める割合が 3.05%と、財政上も重要な構成単位となっている。

そのため、農林水産部の歳出が政策目標等に基づいた取組の遂行の結果であることを確認するとともに、農林水産業に係る事務の執行が効果的、効率的、経済的に行われているかについて検証することは意義があるものと判断し、本テーマを選定した。

6. 外部監査の方法

(1) 監査の要点

農林水産事業に係る事務の執行を担当する農林水産部(農政企画課、林業水産課、農村整備課、園芸センター、中央卸売市場)並びに農業委員会事務局の事務の執行について、法令等に準拠した上で効果的、効率的かつ経済的に実施されているかを検討する。なお、具体的な着眼点は以下の通りである。

目標の達成状況

第七次福井市総合計画、第 2 次福井市農業活性化プラン、福井市森林整備・林業成長産業化推進プラン、及び福井市水産業振興プランで掲げている各数値目標の達成状況は

どうか。

3Eの観点

農林水産事業の事務について、経済性、効率性、有効性の観点から適切に実施されているか。また、各事務事業についての成果指標の設定及び検証が適切に実施されているかどうか。

合規性

農林水産事業の事務について、法令、条令、規則、会計事務の手引き等の内規に沿って、適切に手続きが実施されているか。

公平性

農林水産事業の事務について、公平性が確保されているか。

組織体制

)農林水産部の組織は適切かつ効率的な体制となっているか。

)農林水産部内の各課の連携は適切に実施されているか。

(2) 主な監査手続

第七次福井市総合計画、第2次福井市農業活性化プラン、福井市森林整備・林業成長産業化推進プラン、及び福井市水産業振興プランを閲読するとともに、農林水産部及び農業委員会事務局より所属概要書、事務分掌表、調査票、予算要求概要書、歳入整理簿、支出命令一覧等の資料を入手し、主な事業内容等を把握するとともに、各種事業に対する質問事項をまとめ、当該質問事項等を踏まえ、農林水産部に対して、事業内容や数値目標の達成状況などのヒアリングを実施した。

また、歳入整理簿や支出命令一覧より各事業に関連する取引を原則として、1件以上任意で抽出し、執行伺等の内規に基づく、決裁等の運用が実施されているかどうかの検証を実施した。

さらに、必要に応じて、福井市役所以外の外部施設を訪問し、実際の事業の現場や書類の保管状況等を実施見聞した。

7. 監査の実施期間

令和4年5月26日から令和5年3月17日まで

8. 監査の結果

監査の結果については、「第3章 監査の結果」に記載している通りである。

監査の結果、指摘事項は12件、意見は87件であった。

9. 包括外部監査人の補助者

武田 敦（公認会計士）

武田 さおり（公認会計士）

内田 実穂子（公認会計士）

木野 仁彦（公認会計士）

10．利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人と福井市との間には、地方自治法第252条の29に規定されている利害関係はない。

11．その他

（1）用語について

指摘事項

法令や規則に対する逸脱事項（軽微なものを除く）や重大な非効率、不経済な事象に対する外部監査人の意見である。

意見

指摘事項とはならない法令や規則に対する軽微な逸脱事項や軽微な非効率、不経済な事象に対する外部監査人の意見もしくは提案や所感である。

3E

Economy（経済性）、Efficiency（効率性）、Effectiveness（有効性）を示した用語であり、包括外部監査において最も重視している視点である。

（2）金額について

千円未満については原則切り捨てとしている。しかし、一部福井市が作成した資料をそのまま利用しているため、その他の方法となっている箇所もあるが重要性はないと判断し修正は行っていない。そのため、合計金額が一致しない場合がある。

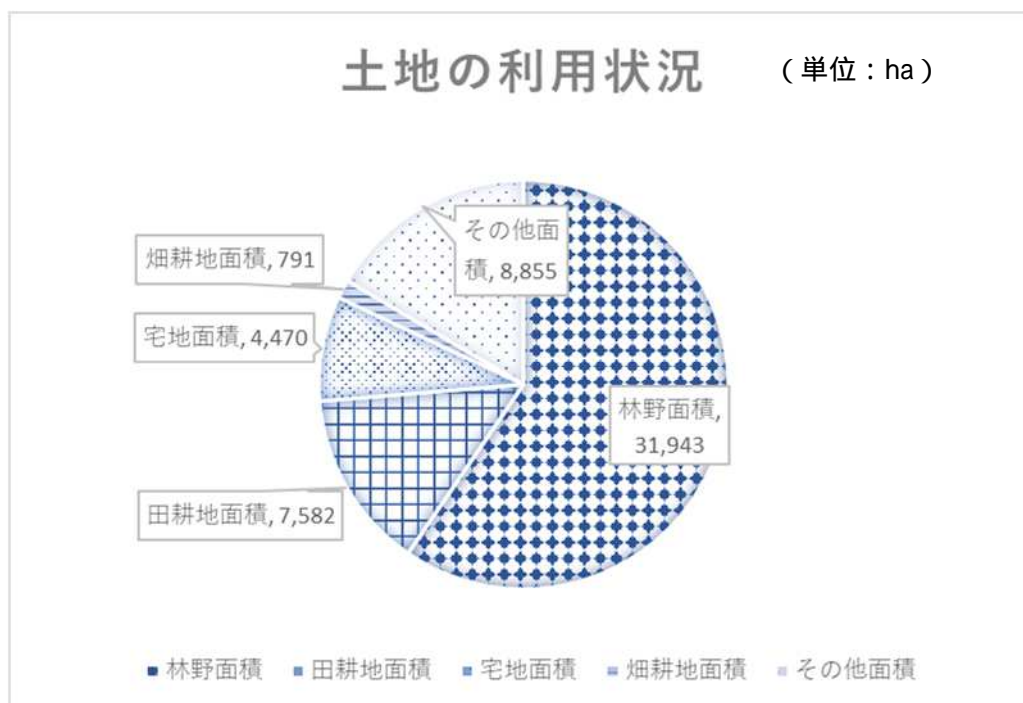
第2章 監査対象の概要

1. 福井市の農林水産業の概況

福井市における農林水産業の全体的な概況について、公表されている統計数値から把握できる内容は、以下の通りである。

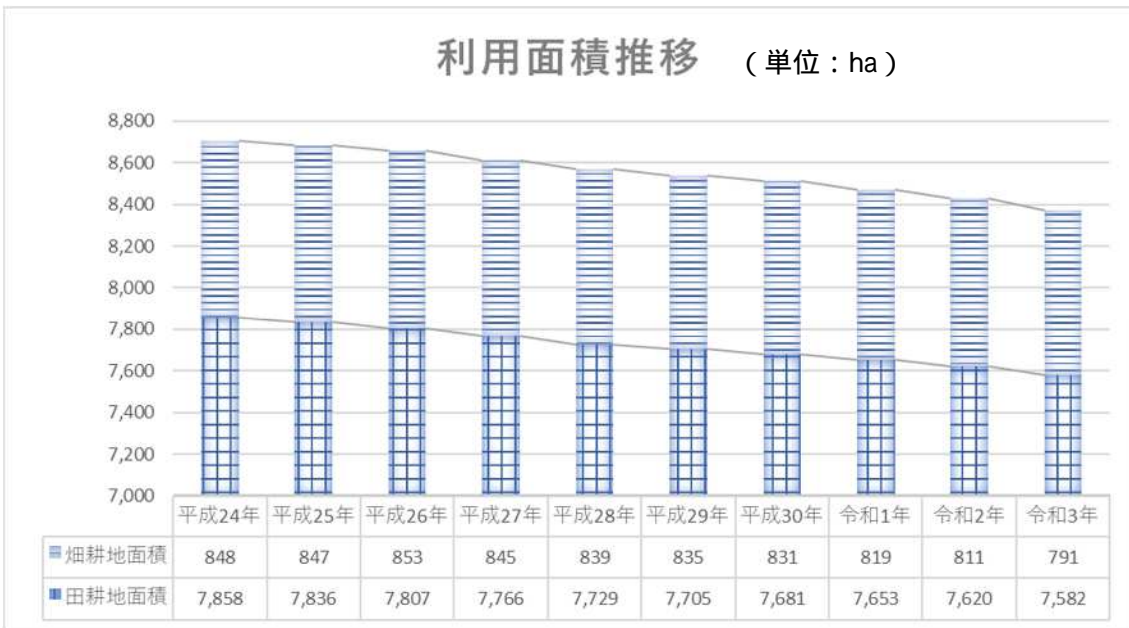
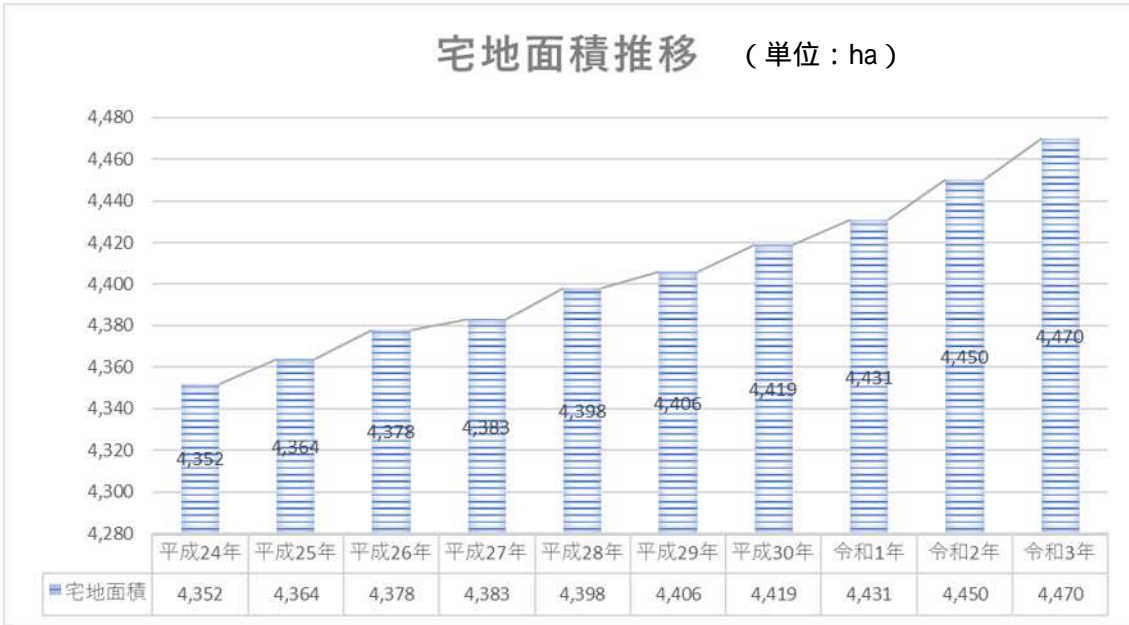
(1) 福井市における土地の利用状況

福井市における土地の利用状況は、令和3年度福井市統計書によると、以下の通り、林野面積がもっとも多く、福井市の土地の60%を占めている。また、次に田耕地面積が多く、福井市の土地面積の14%を占める結果となっている。

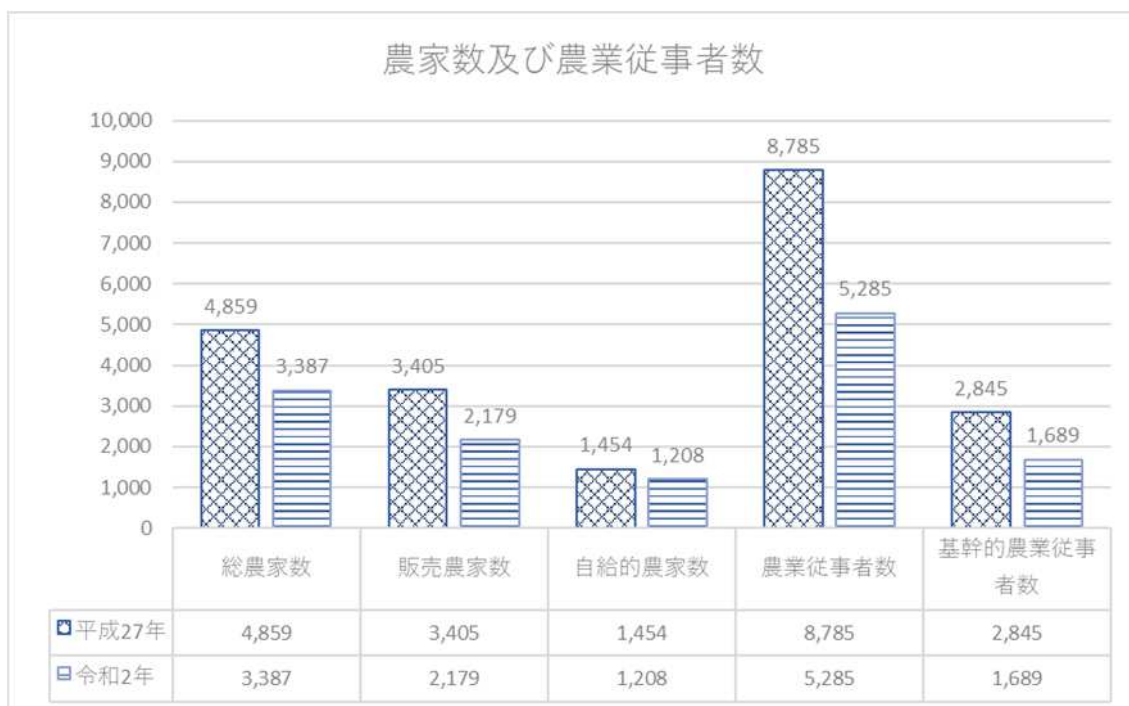


(2) 農業関係

福井市におけるここ数年における土地の利用状況については、林野面積はほぼ変動がないものの、宅地面積については以下のグラフの通り増加し続けている。その一方で、田及び畑の耕地面積の過去10年間の推移(福井市統計書より集計)は以下の通り減少傾向となっており、田畑耕地面積が宅地転用もしくは未耕作地の面積に異動している可能性がうかがえる。



また、福井市における農家数及び農業従事者数については、福井市統計書によると、以下の通りとなっており、5年前と比較して、農家数及び農業従事者数は、大幅に減少する結果となっている。



(参考) 各用語の定義

農家・・・経営耕地面積が 10a 以上又は農産物販売金額が 15 万円以上の世帯

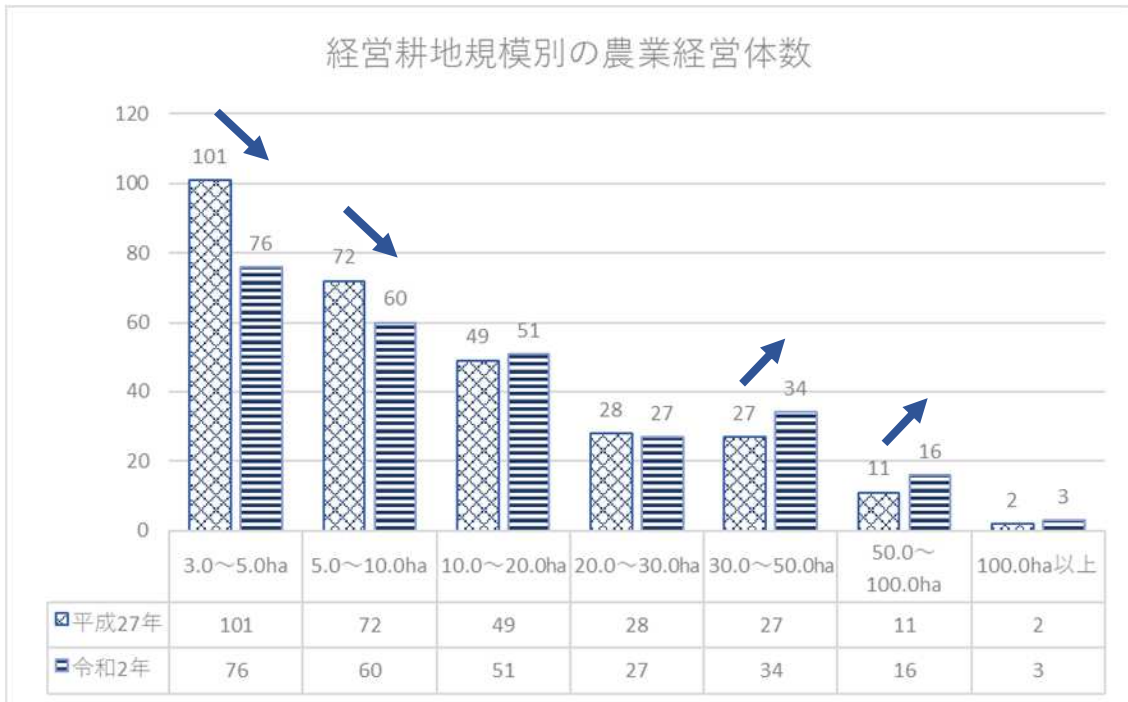
販売農家・・・経営耕地面積が 30a 以上又は農産物販売金額が 50 万円以上の農家

自給的農家・・・経営耕地面積 30a 未満かつ農産物販売金額が 50 万円未満の農家

農業従事者数・・・自営農業に従事した世帯員数

基幹的農業従事者数・・・仕事が主で、主に自営農業に従事した世帯員

なお、経営耕地規模別の農業経営体数について、2020 年農林業センサスで確認すると、経営耕地規模が少ない農業経営体の数が減少し、10ha 以上の経営規模の大きな農業経営体数が増加している傾向にあり、規模の拡大が進んでいることがうかがえる。

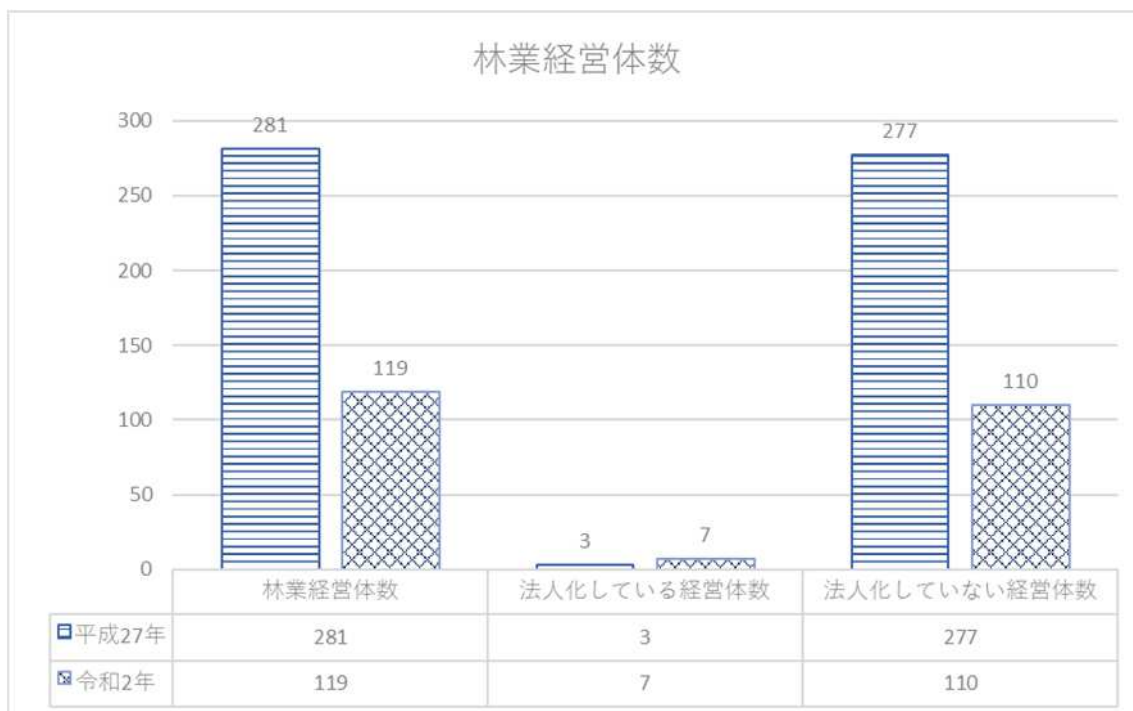


さらに、農業算出額の内訳について、令和2年市町村別農業産出額（推計）によると、以下の通りとなっており、福井市は米が中心となっているが、生産調整等により米の農業産出額も減少傾向となっており、また、野菜についても産出額は横ばいとなっており、福井市全体としての農業算出額は減少傾向となっている。



(3) 林業関係

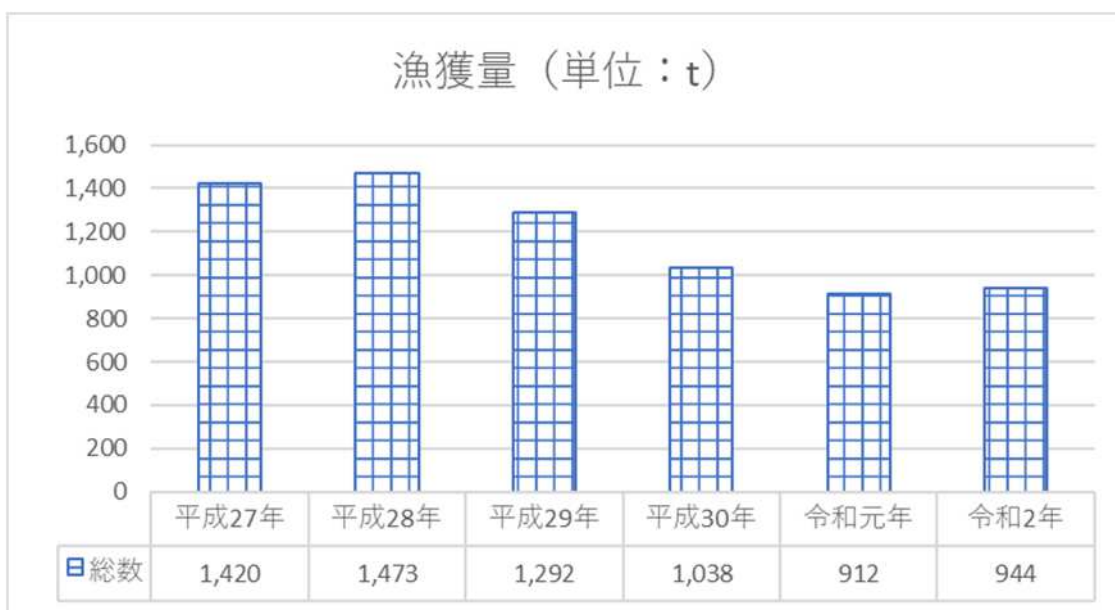
福井市における林業経営体数については、2020年農林業センサスによると、以下の通りとなっており、5年前と比較して、林業経営体数は、大幅に減少する結果となっている。また、当該減少の内訳としては、法人化していない林業経営体数が大幅に減少している。



(4) 水産業関係

漁港の種類としては、第1種漁港（その利用範囲が地元の漁業を主とするもの）、第2種漁港（その利用範囲が第1種漁港より広く、第3種漁港に属しないもの）、第3種漁港（その利用範囲が全国的なもの）、特定第3種漁港（第3種漁港のうち水産業の振興上特に重要な漁港で政令で定めるもの）、第4種漁港（離島その他辺地において漁場の開発又は漁船の避難上特に必要なもの）があり、福井市は、第1種漁港施設として5施設（長橋菅生、鮎川、大丹生、大味、居倉）、第2種漁港施設として3施設（鷹巣、白浜、茱崎）の計8漁港施設が設置されている。当該漁港施設における漁獲量についての福井市統計書に基づく推移は以下の通りとなっている。

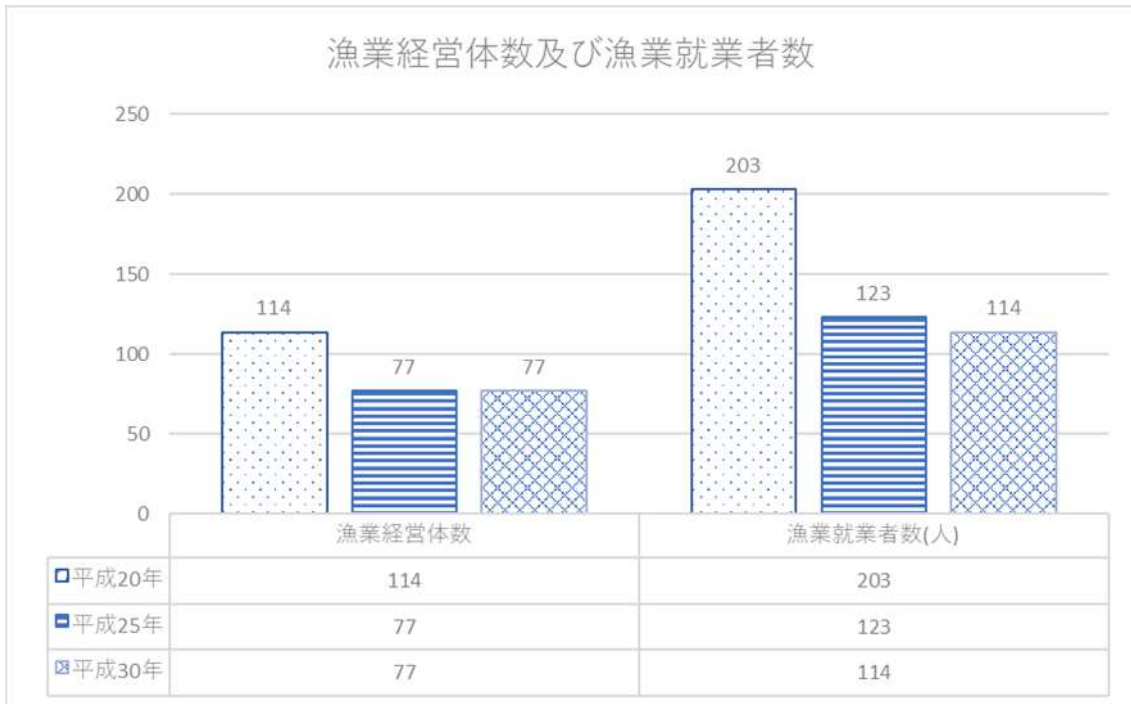
平成28年以降漁獲量は、令和2年度は若干増加しているものの、減少傾向となっている。



注意：平成30年で福井農林水産統計年報における市町村別・魚種別漁獲量の統計が廃止されており、令和元年以降は福井市・越廼漁業協同組合業務報告書の数値を採用している。そのため、平成30年以前の数値とは接続しない。

出典資料：福井農林水産統計年報（平成27～30年）、福井市・越廼漁業協同組合業務報告書（令和元・2年）

また、福井市における漁業経営体数については、2018年漁業センサスによると、以下の通りとなっており、10年目と比較して、林業経営体数は、減少する結果となっており、行業就業者数についても、10年前、5年前と比較しても減少傾向となっている。



2. 農林水産部及び農業委員会の組織

福井市における農林水産部及び農業委員会の組織の概要は以下の通りである。

(令和3年4月1日現在)

| 課 | 係等 | 人員 |
|-------|-------------|-----|
| 農政企画課 | 課長、副課長、課長補佐 | 3名 |
| | 農村活性係 | 4名 |
| | 企画振興係 | 4名 |
| | 営農支援係 | 7名 |
| | 米政策係 | 4名 |
| | 計 | 22名 |
| 林業水産課 | 課長、副課長、課長補佐 | 3名 |
| | 森林活用係 | 4名 |
| | 森林整備係 | 8名 |
| | 水産係 | 5名 |
| | 有害鳥獣対策室室長 | 1名 |
| | 有害鳥獣対策室 | 7名 |
| | 計 | 28名 |
| 農村整備課 | 課長、課長補佐 | 2名 |
| | 財務企画係 | 7名 |
| | 農地保全係 | 6名 |

| | | |
|--------|-------------|-----|
| | 集落排水係 | 6名 |
| | 計 | 20名 |
| 園芸センター | 所長、課長補佐 | 2名 |
| | 野菜振興係 | 3名 |
| | 花卉・果樹振興係 | 7名 |
| | 計 | 12名 |
| 中央卸売市場 | 場長、副場長、課長補佐 | 3名 |
| | 業務係 | 6名 |
| | 管理係 | 5名 |
| | 計 | 14名 |
| 合計 | | 96名 |

：うち1名は財務企画係と兼務

| | 係等 | 人員 |
|-------|-------------|-----|
| 農業委員会 | 農業委員 | 24名 |
| | 内、会長 | 1名 |
| | 会長職務代理者 | 1名 |
| | 参与 | 3名 |
| | 農地利用最適化推進委員 | 23名 |
| | 計 | 47名 |

| 局 | 係等 | 人員 |
|----------|-------------|-----|
| 農業委員会事務局 | 局長、局次長、課長補佐 | 3名 |
| | 農地利用最適化推進係 | 8名 |
| | 計 | 11名 |

3. 農林水産部及び農業委員会の所管業務

福井市における農林水産部及び農業委員会における各所管業務は以下の通りである。

(1) 農政企画課

令和2年3月に策定した「第2次福井市農業活性化プラン」の基本方針である、「持続的な農業の発展」の達成に向け、「園芸の推進」、「水田の汎用化」、「流通販路の開拓」、「農地・農村環境の維持・活性」、「スマート農業の推進」の取組を進めている。

農業所得の向上、人や生産基盤といった農業・農村環境の維持を図ることによる持続可能な農業の発展を重点取組事項としている。

(2) 林業水産課

林業水産課では、林業、水産業の振興及び有害鳥獣対策に取り組んでいる。

林業においては、森林の多面的機能が十分に発揮できる豊かな森づくりを目指すため、森林の適正な整備を実施するとともに、林道施設の整備及び維持補修を行っている。さらに、林道橋梁等の施設の長寿命化を図っている。

水産業においては、「つくり育てる」安定した漁業を推進するため、放流や中間育成等を支援し、水産資源の維持増大を図るとともに、漁業の安全性を確保するため、漁港施設の整備及び維持補修を行っている。さらに、漁港施設及び海岸保全施設の長寿命化を図っている。

有害鳥獣対策においては、イノシシやシカ等による被害を防止するため、侵入防止柵の設置支援や、イノシシ捕獲檻の導入や有害獣の埋設処理に対する支援を行いながら、集落ぐるみで鳥獣害対策に取り組む体制づくりを推進している。

また、令和3年3月に、「福井市森林整備・林業成長産業化推進プラン」「福井市水産業振興プラン」を策定し、本市の特色を活かした林業水産業の推進を図っている。

さらに、本課では、以下の事業を重点事業として取組を遂行している。

林道開設・維持補修事業

林道開設及び、林道施設の長寿命化及びライフサイクルコストの縮減を図ることにより、効率的な林業経営の発展や、多面的機能の維持を図る。

森林整備総合対策事業

森林の植栽、保育、間伐などの森林整備を適切に行うことは、地球温暖化防止、循環型社会の形成に有効であるため、森林所有者への意向調査や境界確認を行い、意欲と能力のある林業経営体につなぎ森林整備を行うことで、健全な森林の造成を図る。

沿岸漁業生産拡大推進事業

「獲る」漁業中心の不安定な漁業形態から「つくり育てる」安定した漁業への転換を図るため、稚魚・稚貝の直接放流や中間育成放流及び漁業者が取り組む養殖への支援をする。

有害鳥獣対策事業

農作物や生活環境への被害を防ぐため、侵入防止柵の設置による防除と有害鳥獣の捕獲を行う。

(3) 農村整備課

今日の農業を取り巻く情勢に対応し、生産性の高い低コスト農業を実現するため、その基礎条件となる生産基盤の整備、活気ある農村地域社会を形成するための生活環境の整備及び地域の実態に即した農地の高度利用促進をするため、総合的な土地改良事業等に対する支援や集落排水事業に取り組んでいる。

また、県営事業で造成された施設で、公共的施設である広域・農免農道8路線並びに耕

地排水機場（排水樋門等含む）24施設、集落排水処理施設28施設及び一乗あさくら水の駅等の維持管理を行っている。

さらに、本課では、重点取組事項として、以下を掲げ、取組を遂行している。

多面的機能支払交付金

農地や農業用水を保全管理する農地維持活動および農地周りの水路・農道等の農業用施設の長寿命化を図る資源向上活動に対し支援を行う。

一乗谷あさくら水の駅事業

一乗谷あさくら水の駅の指定管理料

農業体験や生物の観察など、食育や自然環境を学習する機会を提供する。

集落排水事業

福井市汚水処理基本構想に基づき整備してきた処理施設で、機能が低下した施設の機能調査及び機能強化を行う。

・全28地区が供用

・機能調査：越廼大味地区、機能強化：荒木地区・市波地区・越廼大味地区、老朽化した耕地排水機場の更新について

（４）園芸センター

福井市の園芸振興を図ることを目的として、福井市串野町に昭和46年10月に園芸センターが設置され、平成10年には、国の事業採択を受け、施設の充実を図り現在に至っている。

園芸に関する拠点施設として、バイオ技術による新品種開発や新しい栽培技術確立のための試験研究、園芸生産者への技術支援、園芸相談や土壌分析、金福すいか等の本市特産品のブランド力強化に取り組んでいる。

また、市民に園芸農業に対する理解を深めてもらうため、野菜・果樹・切花等の各種講座を開設している。

さらに、金福すいかやディノケールなどを栽培する生産者への指導を強化するとともに、生産現場の課題解決に向けた栽培実証試験の実施により、高品質な農作物の生産体制を確立する。併せて、生産者の所得向上を図るため、県外への出荷を積極的に進めるとともに、栽培技術向上のための園芸農家技術支援講座や現地巡回指導を継続して行い、新規園芸品目の導入促進を図ることで、持続的な農業の発展に努めることを重点取組事項としている。

（５）中央卸売市場

福井市中央卸売市場は、福井市はもとより、その周辺地域も含めた広域での生鮮食料品等の円滑な流通を確保するため、昭和49年11月に開設された。福井市は市場開設者として、卸売市場法等関係法令に基づき、市場の適正かつ健全な運営の確保、市民への生鮮食料品等の安定供給が維持されるよう卸売業務の指導監督を行うとともに、市場内施設の維

持及び管理に努めている。

また、本課では以下の2つを重点取組事項としている。

施設の長寿命化

中央卸売市場は、昭和49年に開設して以来、46年（令和3年4月現在）が経過し、施設の老朽化が著しく進んでおり、「福井市公共施設等総合管理計画」に基づき、建替周期を50年から70年まで延ばす、施設の長寿命化に取り組んでいる。平成30年度までに場内全ての建物の耐震工事を終了している。現在は、フロン対策が必要な14台の冷凍機の更新工事、老朽化した消雪設備の改修を令和元年度より計画的に取り組んでいる。今後も、建物の屋根防水及び外壁補修、ライフライン更新工事等を計画的に行っていく予定である。

業務検査

令和2年6月21日施行の改正卸売市場法により、国は卸売業者に対する直接的な立入検査を廃止し、開設者である市が卸売業務に業務検査を行い、国に報告することとなった。そのため、令和2年度において業務検査マニュアルを策定し、令和3年度にはそれに基づき業務検査を行った。今後もマニュアルの見直し、検査体制の充実を行い、計画的に業務検査を実施することで、卸売業者への監理・監督を行うとともに市場の適切かつ健全な運営を確保していく予定である。

（6）農業委員会

主に農地に関する事務を執行する行政委員会として、農地等の利用の最適化の推進に関する事務をはじめ、農地転用許可や農地利用状況調査による遊休農地対策など、農地等の利用関係の調整に関する事務、農用地利用集積のための利用権設定に関する事務など、農業委員会等に関する法律に定められた業務を行っている。

農業委員会においては、重点事業として、以下の事業を行っている。

農地法による許可・届出等業務

農地の権利移動の許可（農地法第3条）

農地転用許可（農地法第4条・第5条）

市街化区域内は届出

賃貸借契約の解約（農地法第18条）

農地等の利用の最適化の推進

担い手への農地利用の集積・集約化

遊休農地の発生防止・解消

新規参入の促進

4．第七次福井市総合計画

福井市が策定している「第七次福井市総合計画」の概要は以下の通りとなる。

【期間】 平成 29 年度～平成 33 年度（令和 3 年度）

【構成】 「将来都市像」、「重点方針」、「政策、施策」

| 総合計画 | |
|---|--|
| 【将来都市像（長期的な取組により実現を目指す、福井市の将来のまちの姿）】 みんなが輝く 全国に誇れる ふくい | |
| 【重点方針（将来都市像の実現を図るための重点的な方針）】 豊かな地域づくり 輝く未来への挑戦 | |
| 【政策（基本的な取組の方向性）】 | |
| 快適に 暮らすまち | 1 まちなかの充実した都市機能により 多様な人が集まるまちをつくる |
| | 2 地域の特徴を活かし 魅力的で活力のあるまちをつくる |
| | 3 強靱な社会基盤と 安全で快適な生活環境が整ったまちをつくる |
| 住みよい まち | 4 市民が自らの役割と責任を担い 誰もが尊重され活躍できる住みよいまちをつくる |
| | 5 すべての市民が健康で生きがいをもち 安心して暮らせるまちをつくる |
| | 6 環境にやさしい 持続可能なまちをつくる |
| | 7 災害・事故に強い 安全・安心なまちをつくる |
| 活き活きと 働くまち | 8 若者が希望を持てる 農林水産業のまちをつくる |
| | 9 活力と魅力あふれる商工業が 発展しつづけるまちをつくる |
| | 10 観光資源を磨き上げ おもてなしの心があふれる観光のまちをつくる |
| 学び成長する まち | 11 郷土の文化や歴史、自然を活かした 個性的で魅力あるまちをつくる |
| | 12 健やかで自立心をもった 感性豊かな子どもを育むまちをつくる |
| | 13 市民が自主的に生涯学習や生涯スポーツを 楽しむまちをつくる |
| 【施策（政策をより具体的に表した取組内容）】 | |

| 政策 | 施策 |
|-------------------------------|---------------------------------|
| 2 | 施策 4：地域の特色と資源を活かした個性豊かな地域をつくる |
| 8 | 施策 27：稲作の強化と園芸の推進により農業経営の複合化を図る |
| | 施策 28：伐って守る林業とつくり育てる水産業を振興する |
| | 施策 29：農産物のブランド化と需要を拡大する |
| | 施策 30：農山漁村の生活環境を守る |
| 施策のうち、監査テーマである農林水産業にかかるもののみ抽出 | |

| 実施計画 | | |
|---|--|------|
| 総合計画に示された体系に基づき実施する、具体的な事業計画であり、総合計画で定めたそれぞれの施策ごとの「事業の方向性」と「主要な事業」を定めている。 | | |
| 【総合計画の施策と事業の方向性との関係】 | | |
| 施策 | 事業の方向性 | |
| 施策 4：地域の特色と資源を活かした個性豊かな地域をつくる | 里地・里山・里海の活性化 | |
| 施策 27：稲作の強化と園芸の推進により農業経営の複合化を図る | 稲作農業の基盤強化 農業経営の複合化推進 若者や女性の就農促進 | |
| 施策 28：伐って守る林業とつくり育てる水産業を振興する | 森林の保全と有効活用 漁業の推進・水産資源の確保 | |
| 施策 29：農産物のブランド化と需要を拡大する | 農産物のブランド化・6次産業化の推進 地産地消による食育の推進 農林水産物の販路拡大 新鮮な食品の安定供給 | |
| 施策 30：農山漁村の生活環境を守る | 農山漁村の基盤整備・保全 自然とふれあえる環境の提供 有害鳥獣対策の推進 | |
| 事業の方向性のうち、監査テーマである農林水産業にかかるもののみ抽出 | | |
| 【各事業の方向性における主要な事業】 | | |
| 事業の方向性 | 主要な事業（事業内容） | 数値目標 |

| <p>施策4 里地・里山・里海の活性化</p> | <p>ア．里地・里山活性化事業（里地・里山における地域のコミュニティ維持、交流・定住人口の増加を目指す様々な取組の支援）</p> | <p>里地・里山活性化事業に取り組む集落又は地区の数(累計)</p> <table border="1" data-bbox="901 358 1340 459"> <tr> <th>平成27年度</th> <th>令和3年度</th> </tr> <tr> <td>-</td> <td>19集落・地区</td> </tr> </table> | 平成27年度 | 令和3年度 | - | 19集落・地区 | | | | |
|-------------------------|---|--|--------|-------|-------|---------|--------|-------|------|-------|
| 平成27年度 | 令和3年度 | | | | | | | | | |
| - | 19集落・地区 | | | | | | | | | |
| <p>施策27 稲作農業の基盤強化</p> | <p>イ．担い手・農地総合対策事業（農業の円滑な経営継承や担い手の確保のため、「人・農地プラン」の作成、農地集積、集落営農の組織化・法人化等に対する支援）</p> | <p>集落営農組織等への農地集積率</p> <table border="1" data-bbox="901 504 1340 604"> <tr> <th>平成27年度</th> <th>令和3年度</th> </tr> <tr> <td>64.3%</td> <td>80.0%</td> </tr> </table> | 平成27年度 | 令和3年度 | 64.3% | 80.0% | | | | |
| 平成27年度 | 令和3年度 | | | | | | | | | |
| 64.3% | 80.0% | | | | | | | | | |
| <p>施策27 農業経営の複合化推進</p> | <p>ウ．園芸総合振興事業(農業者の育成、農業所得の維持・増加に向け、園芸生産に必要な施設・機械の導入に対する支援)</p> <p>エ．推奨品目育成支援事業(推奨品目の特産化を目指し、生産に取り組む農業者の支援)</p> <p>オ．砂丘地園芸産地育成事業（園芸産地再生のため、営農相談窓口を設置するとともに、ハウス等の整備に対する支援）</p> <p>カ．施設園芸普及拡大事業（園芸に取り組む生産農家の増加と農業所得向上のため、金福すいか、きゃろふく（サラダにんじん）などの特産化を進める）</p> | <p>園芸に取り組む経営体（担い手）の数</p> <table border="1" data-bbox="901 828 1340 929"> <tr> <th>平成27年度</th> <th>令和3年度</th> </tr> <tr> <td>104件</td> <td>174件</td> </tr> </table> <p>（平成25年度からの累計）</p> <p>生産推奨品目の作付面積</p> <table border="1" data-bbox="901 1064 1340 1164"> <tr> <th>平成27年度</th> <th>令和3年度</th> </tr> <tr> <td>97ha</td> <td>146ha</td> </tr> </table> <p>（平成26年度からの累計）</p> | 平成27年度 | 令和3年度 | 104件 | 174件 | 平成27年度 | 令和3年度 | 97ha | 146ha |
| 平成27年度 | 令和3年度 | | | | | | | | | |
| 104件 | 174件 | | | | | | | | | |
| 平成27年度 | 令和3年度 | | | | | | | | | |
| 97ha | 146ha | | | | | | | | | |
| <p>施策27 若者や女性の就農促進</p> | <p>キ．未来へつなぐ福井の農業活性化プロジェクト（農業産地の再生に向け、生産基盤の整備や人材の確保、大都市圏への販路開拓）</p> <p>ク．園芸技術研修施設整備事業（園芸農業の担い手を育成するため、新規就農者や複合経営を目指す農家を対象とした研修施設の整備）</p> | <p>新規就農者数</p> <table border="1" data-bbox="901 1534 1340 1635"> <tr> <th>平成27年度</th> <th>令和3年度</th> </tr> <tr> <td>19人</td> <td>49人</td> </tr> </table> <p>（平成24年度からの累計）</p> | 平成27年度 | 令和3年度 | 19人 | 49人 | | | | |
| 平成27年度 | 令和3年度 | | | | | | | | | |
| 19人 | 49人 | | | | | | | | | |

| | ケ．新規就農者経営支援事業(地域農業の担い手を確保するため、新規就農者の支援) | | | | | |
|--|---|---|----------|---------|---------|---------|
| 施策 28 森林の保全と有効活用 | コ．林道整備事業（造林や保育管理に必要な林道の開設を行う） | 森林組合の新規就業者数（林業新規就業者含む） | | | | |
| | サ．林業水産業 U・I ターン促進事業（林業や水産業の U・I ターンによる定住就業を支援） | <table border="1"> <tr> <th>平成 27 年度</th> <th>令和 3 年度</th> </tr> <tr> <td>23 人</td> <td>33 人</td> </tr> </table> <p>（平成 24 年度からの累計）</p> | 平成 27 年度 | 令和 3 年度 | 23 人 | 33 人 |
| | 平成 27 年度 | 令和 3 年度 | | | | |
| 23 人 | 33 人 | | | | | |
| シ．間伐材資源有効利用促進事業（間伐材の有効利用を促進するため、間伐材の搬出に係る経費の支援） | <p>間伐面積（除伐面積含む）</p> <table border="1"> <tr> <th>平成 27 年度</th> <th>令和 3 年度</th> </tr> <tr> <td>381ha</td> <td>400ha</td> </tr> </table> | 平成 27 年度 | 令和 3 年度 | 381ha | 400ha | |
| 平成 27 年度 | 令和 3 年度 | | | | | |
| 381ha | 400ha | | | | | |
| 施策 28 漁業の推進・水産資源の確保 | ス．つくり育てる漁業推進事業（漁業従事者の安定的な収入を確保するため、稚魚等の放流や養殖事業の研究・実践に対する支援） | <p>漁業新規就業者数</p> <table border="1"> <tr> <th>平成 27 年度</th> <th>令和 3 年度</th> </tr> <tr> <td>5 人</td> <td>10 人</td> </tr> </table> <p>（平成 24 年度からの累計）</p> | 平成 27 年度 | 令和 3 年度 | 5 人 | 10 人 |
| | 平成 27 年度 | 令和 3 年度 | | | | |
| | 5 人 | 10 人 | | | | |
| | セ．水産環境整備事業（水産資源を拡大するため、海底耕耘や藻場造成を行う） | <p>小規模漁船漁業生産額</p> <table border="1"> <tr> <th>平成 27 年度</th> <th>令和 3 年度</th> </tr> <tr> <td>92 百万円</td> <td>142 百万円</td> </tr> </table> | 平成 27 年度 | 令和 3 年度 | 92 百万円 | 142 百万円 |
| 平成 27 年度 | 令和 3 年度 | | | | | |
| 92 百万円 | 142 百万円 | | | | | |
| ソ．漁港整備事業（漁船の陸揚げ・係留等の作業や航行の安全を確保するため、漁港を整備する） | | | | | | |
| サ．林業水産業 U・I ターン促進事業（上述） | | | | | | |
| 施策 29 農産物のブランド化・6 次産業化の推進 | タ．園芸作物ブランド化事業（金福すいか、きゃろふく（サラダにんじん）など園芸作物のブランド化を進めるとともに、販路の拡大を図る） | <p>新たに 6 次産業に取り組む経営体数</p> <table border="1"> <tr> <th>平成 27 年度</th> <th>令和 3 年度</th> </tr> <tr> <td>34 件</td> <td>54 件</td> </tr> </table> <p>（平成 16 年度からの累計）</p> | 平成 27 年度 | 令和 3 年度 | 34 件 | 54 件 |
| | 平成 27 年度 | 令和 3 年度 | | | | |
| | 34 件 | 54 件 | | | | |
| チ．6 次産業化普及促進事業（農林漁業者が生産だけでなく、加工・販売する取組を支援） | <p>地域ブランド品販売額</p> <table border="1"> <tr> <th>平成 27 年度</th> <th>令和 3 年度</th> </tr> <tr> <td>66 百万円</td> <td>127 百万円</td> </tr> </table> | 平成 27 年度 | 令和 3 年度 | 66 百万円 | 127 百万円 | |
| 平成 27 年度 | 令和 3 年度 | | | | | |
| 66 百万円 | 127 百万円 | | | | | |
| ツ．ごっつおさん亭施設維持補修事業（特産農産物の PR 拠点とするため、ごっつおさん亭の改修を行う） | | | | | | |

| | | | | | | |
|---------------------|--|--|----------|---------|--------|--------|
| | キ．未来へつなく福井の農業活性化プロジェクト（上述） | | | | | |
| 施策 29 地産地消による食育の推進 | テ．食育推進事業（地産地消を拡大することにより、食への関心を高め、健全な食習慣の定着を図る） | 学校給食における市内産農産物の使用品目数 <table border="1"> <tr> <td>平成 27 年度</td> <td>令和 3 年度</td> </tr> <tr> <td>20 品目</td> <td>25 品目</td> </tr> </table> | 平成 27 年度 | 令和 3 年度 | 20 品目 | 25 品目 |
| 平成 27 年度 | 令和 3 年度 | | | | | |
| 20 品目 | 25 品目 | | | | | |
| 施策 29 農林水産物の販路拡大 | ト．水産物販売強化支援事業（水産物の販路開拓や消費拡大に関する取組の支援） キ．未来へつなく福井の農業活性化プロジェクト（上述） | 新たに販路開拓に取り組む事業者数（累計） <table border="1"> <tr> <td>平成 27 年度</td> <td>令和 3 年度</td> </tr> <tr> <td>-</td> <td>25 件</td> </tr> </table> | 平成 27 年度 | 令和 3 年度 | - | 25 件 |
| 平成 27 年度 | 令和 3 年度 | | | | | |
| - | 25 件 | | | | | |
| 施策 29 新鮮な食品の安定供給 | ナ．施設維持管理事業（市場内の老朽化した施設・設備を計画的に改修する） | 市場の生鮮食料品取扱高 <table border="1"> <tr> <td>平成 27 年度</td> <td>令和 3 年度</td> </tr> <tr> <td>215 億円</td> <td>215 億円</td> </tr> </table> | 平成 27 年度 | 令和 3 年度 | 215 億円 | 215 億円 |
| 平成 27 年度 | 令和 3 年度 | | | | | |
| 215 億円 | 215 億円 | | | | | |
| 施策 30 農山漁村の基盤整備・保全 | ニ．農地多面的機能維持支援事業（国土や水資源の保全機能など農地が持つ多面的な機能を維持するために、地域住民が共同して行う農地の維持活動の支援） 又．市単独土地改良事業補助金（土地改良区、農家組合等が行う小規模な土地改良事業の支援） ネ．国営・県営土地改良事業負担金（国・県が行う各種土地改良事業に対し、その事業費の一部の負担） ノ．集落排水施設整備事業（集落の生活環境の改善を図るため、集落排水施設を整備する） | 農村の基盤整備、保全活動に取り組んだ集落数（農家組合数） <table border="1"> <tr> <td>平成 27 年度</td> <td>令和 3 年度</td> </tr> <tr> <td>250 集落</td> <td>300 集落</td> </tr> </table> （平成 19 年度からの累計） | 平成 27 年度 | 令和 3 年度 | 250 集落 | 300 集落 |
| 平成 27 年度 | 令和 3 年度 | | | | | |
| 250 集落 | 300 集落 | | | | | |
| 施策 30 自然とふれあえる環境の提供 | ハ．小羽山整備事業（小羽山及び周辺地域の特色を活かし、自然と歴史にふれあえる森林公園の整備） | なし | | | | |

| | | | |
|-----------------|---|-----------------|-----------|
| 施策 30 有害鳥獣対策の推進 | ヒ．有害鳥獣対策事業（有害鳥獣による生活被害や農作物への被害を防止するため、侵入防止柵の設置や有害鳥獣駆除の推進） | 有害鳥獣による農作物の被害金額 | |
| | | 平成 27 年度 | 令和 3 年度 |
| | | 16,287 千円 | 10,500 千円 |

5．令和 3 年度農林水産部実施事業と第七次福井市総合計画との関係

上記 4 で記載している第七次福井市総合計画と令和 3 年度に実施している農林水産部の実施事業（本監査報告での対象事業）との関連性については、以下の通りとなっており、第七次福井市総合計画において実施が予定されている「主要な事業」は、令和 3 年度の農林水産部が実施するいずれかの事業と関連付けて事業展開されている。

なお、ク．園芸技術研修施設整備事業（園芸農業の担い手を育成するため、新規就農者や複合経営を目指す農家を対象とした研修施設の整備）とハ．小羽山整備事業（小羽山及び周辺地域の特色を活かし、自然と歴史にふれあえる森林公園の整備）については、第七次福井市総合計画において平成 30 年度までの事業として計画・実施されており、令和 3 年度での事業実施はない。

（ 1 ）農政企画課

（単位：千円）

| No. | 中事業名 | 歳入決算額 | 歳出決算額 | 主要な事業 | |
|-----|-----------------|---------|---------|--------|------------------------|
| 1 | 総合農政推進会議運営費 | 0 | - | | |
| 2 | 農林水産業顕彰事業 | 0 | 9 | | |
| 3 | 法令外負担金 | 0 | 734 | | |
| 4 | 事務諸経費 | 58 | 722 | | |
| 5 | 環境保全型農業直接支援対策事業 | 4,249 | 5,624 | | |
| 6 | 野菜生産価格安定事業 | 0 | 548 | | |
| 7 | そば振興事業 | 0 | 2,993 | タ | 園芸作物ブランド化事業 |
| 8 | 園芸総合振興事業 | 156,476 | 214,503 | ウ カ | 園芸総合振興事業 施設園芸普及拡大事業 |
| 9 | 伝統の福井野菜支援事業 | 38 | 138 | タ | 園芸作物ブランド化事業 |
| 10 | 6 次産業化普及促進事業 | 809 | 1,231 | チ | 6 次産業化普及促進事業 |

| | | | | | |
|----|----------------------|--------|--------|--------|------------------------------------|
| 11 | 砂丘地園芸産地育成事業 | 0 | 2,283 | オ | 砂丘地園芸産地育成事業 |
| 12 | 農林水産物「ふくいブランド」構築事業 | 0 | 12,650 | タ | 園芸作物ブランド化事業 |
| 13 | 未来へつなく福井の農業活性化プロジェクト | 15,983 | 17,827 | エ キ | 推奨品目育成支援事業 未来へつなく福井の農業活性化プロジェクト |
| 14 | ふくいの農林水産物魅力PR動画作成事業 | 0 | 9,174 | タ | 園芸作物ブランド化事業 |
| 15 | 水田フル活用推進事業 | 700 | 10,620 | イ | 担い手・農地総合対策事業 |
| 16 | 数量調整円滑化推進事業 | 1,700 | 1,701 | イ | 担い手・農地総合対策事業 |
| 17 | 直接支払推進事業 | 11,400 | 11,400 | イ | 担い手・農地総合対策事業 |
| 18 | 担い手・農地総合対策事業 | 23,768 | 23,784 | イ | 担い手・農地総合対策事業 |
| 19 | 収入保険加入推進事業 | 0 | 5,990 | | |
| 20 | 新規就農者支援事業 | 11,822 | 13,133 | ケ | 新規就農者経営支援事業 |
| 21 | 稲作総合支援事業 | 18,832 | 21,655 | イ | 担い手・農地総合対策事業 |
| 22 | 中山間地域等直接支払事業 | 39,838 | 53,702 | ニ | 農地多面的機能維持支援事業 |
| 23 | 地域農業サポート事業 | 11,540 | 15,195 | イ | 担い手・農地総合対策事業 |
| 24 | 里地・里山活性化事業 | 800 | 800 | ア | 里地・里山活性化事業 |
| 25 | 中山間地域農業支援事業 | 608 | 726 | | |
| 26 | 農業振興資金利子補給金 | 32 | 369 | | |
| 27 | 食育推進事業 | 422 | 1,759 | テ | 食育推進事業 |

| | | | | | |
|----|-------------------------------|--------|--------|---|---------------------|
| 28 | いちほまれ等地元産米 学校給食推進事業 | 0 | 726 | テ | 食育推進事業 |
| 29 | 家畜防疫対策事業 | 0 | 200 | | |
| 30 | 畜産振興総合対策事業 | 0 | 110 | | |
| 31 | 長寿そば道場「ごっつ おさん亭」管理運営事 業 | 312 | 1,925 | ツ | ごっつおさん亭施設 維持補修事業 |
| 32 | 農園施設「マイファーム 清水」管理運営事業 | 619 | 1,031 | | |
| 33 | 農村活性化施設管理運 営事業 | 0 | 59 | | |
| 34 | ごっつおさん亭施設維 持補修事業 | 0 | 993 | ツ | ごっつおさん亭施設 維持補修事業 |
| 35 | ふくい農林水産物E Cサイト開設事業 | 0 | 17,789 | タ | 園芸作物ブランド化 事業 |
| 36 | 園芸・水稻育苗ハウス 雪害復旧支援事業 | 40,911 | 51,690 | | |

(2) 林業水産課(有害鳥獣対策室含む)

(単位:千円)

| No. | 中事業名 | 歳入決算額 | 歳出決算額 | | 主要な事業 |
|-----|--------------------------|--------|--------|--------|---|
| 1 | 有害獣被害防止対策事 業 | 3,245 | 5,613 | ヒ | 有害鳥獣対策事業 |
| 2 | 有害獣捕獲推進事業 | 0 | 7,113 | ヒ | 有害鳥獣対策事業 |
| 3 | 捕獲有害獣処理対策事 業 | 14,551 | 21,888 | ヒ | 有害鳥獣対策事業 |
| 4 | ジビエ普及推進事業 | 0 | 0 | ヒ | 有害鳥獣対策事業 |
| 5 | 鳥獣害対策連携事業 | 0 | 52 | ヒ | 有害鳥獣対策事業 |
| 6 | 未来へつなぐ福井の農 業活性化プロジェクト | | 3,466 | サ ス | 林業水産業 U・I タ ーン促進事業 つくり育てる漁業推 進事業 |
| 7 | 林業労働力安定確保対 策事業 | 800 | 1,043 | | |
| 8 | 林業水産業U・Iター ン促進事業(林業) | 0 | 1,125 | サ | 林業水産業 U・I タ ーン促進事業 |
| 9 | 自伐林家育成事業 | 2,097 | 2,097 | | |

| | | | | | |
|----|------------------------|---------|---------|---|---------------|
| 10 | 林業経営体ステップアップ事業 | 15,035 | 15,035 | | |
| 11 | 農林水産業緊急雇用支援事業 | 0 | 0 | | |
| 12 | 林道補修事業 | 4,106 | 5,203 | コ | 林道整備事業 |
| 13 | 林道維持管理諸経費 | 780 | 14,934 | コ | 林道整備事業 |
| 14 | 林道橋梁点検診断事業 | 12,350 | 14,195 | コ | 林道整備事業 |
| 15 | 林道開設事業 | 45,383 | 46,346 | コ | 林道整備事業 |
| 16 | 県単林道事業 | 2,235 | 2,270 | | |
| 17 | 間伐材資源有効利用促進事業 | 3,400 | 6,900 | シ | 間伐材資源有効利用促進事業 |
| 18 | 県単作業道等機能強化整備事業 | 1,404 | 3,089 | | |
| 19 | 森林総合整備事業 | 11,133 | 19,300 | | |
| 20 | 森林経営管理事業 | 23,769 | 23,769 | | |
| 21 | 地域森林環境整備事業 | 6,120 | 6,120 | | |
| 22 | 松くい虫被害対策事業 | 17,947 | 24,963 | | |
| 23 | 有害鳥獣駆除対策事業 | 0 | 7,316 | ヒ | 有害鳥獣対策事業 |
| 24 | みんなで取り組む鳥獣に負けない集落づくり事業 | 0 | 51 | ヒ | 有害鳥獣対策事業 |
| 25 | 森林組合強化育成貸付金 | 220,000 | 220,000 | | |
| 26 | 森林・山村多面的機能発揮対策事業 | 158 | 2,191 | | |
| 27 | 林業団体活動支援事業 | 0 | 444 | | |
| 28 | ふくいの森林の魅力発信事業 | 1,500 | 2,000 | | |
| 29 | 木材産業競争力強化対策事業 | 6,253 | 6,253 | | |
| 30 | 農山漁村再生可能エネルギー推進事業 | 0 | 107 | | |
| 31 | 木質バイオマスエネルギー事業 | 0 | 0 | | |
| 32 | 国見岳森林公園維持管理事業 | 12 | 5,291 | | |

| | | | | | |
|----|--------------------|---------|---------|---|--------------|
| 33 | 槇山公園維持管理事業 | 0 | 1,362 | | |
| 34 | リズムの森維持管理事業 | 660 | 15,536 | | |
| 35 | SSTらんど維持管理事業 | 3,091 | 11,903 | | |
| 36 | 木ごころの森維持管理事業 | 0 | 673 | | |
| 37 | 清水きららの森維持管理事業 | 364 | 364 | | |
| 38 | 市行造林事業 | 17,585 | 18,320 | | |
| 39 | 小規模荒廃地治山事業 | 4,035 | 4,216 | | |
| 40 | 漁業団体等活動支援事業 | 0 | 585 | ス | つくり育てる漁業推進事業 |
| 41 | 漁場保全支援事業 | 263 | 715 | | |
| 42 | こしの魚まつり支援事業 | 0 | 0 | | |
| 43 | 栽培漁業推進支援事業 | 0 | 300 | ス | つくり育てる漁業推進事業 |
| 44 | 沿岸漁業生産拡大推進事業 | 1,200 | 2,343 | ス | つくり育てる漁業推進事業 |
| 45 | 漁業共済支援事業 | 0 | 585 | | |
| 46 | 定置漁業振興支援事業 | 4,266 | 4,936 | | |
| 47 | 漁業協同組合強化育成貸付金 | 100,000 | 100,000 | | |
| 48 | 水産業緊急資金利子補給金 | 0 | 9 | | |
| 49 | ふれあいパークなぎさ公園維持管理事業 | 0 | 192 | | |
| 50 | 水産物販売促進事業 | 9,900 | 10,108 | ト | 水産物販売強化支援事業 |
| 51 | 水産物ブランド化推進事業 | 0 | 238 | ト | 水産物販売強化支援事業 |
| 52 | 蒲生海岸維持管理事業 | 0 | 308 | | |
| 53 | 漁港海岸漂着物対策事業 | 877 | 1,255 | | |

| | | | | | |
|----|---------------------|--------|--------|---|-------------------|
| 54 | 林業水産業U・Iターン促進事業（漁業） | 0 | 1,691 | サ | 林業水産業 U・I ターン促進事業 |
| 55 | ふれあいパークなぎさ公園機能保全事業 | 5,400 | 5,691 | | |
| 56 | 市単漁港整備事業 | 722 | 2,703 | ソ | 漁港整備事業 |
| 57 | 漁港施設機能保全復旧事業 | 20,322 | 21,500 | ソ | 漁港整備事業 |
| 58 | 藻場造成事業 | 756 | 2,618 | セ | 水産環境整備事業 |
| 59 | 林道施設災害復旧事業 | 61,012 | 81,033 | | |
| 60 | 山地災害復旧事業 | 2,900 | 4,510 | | |
| 61 | 漁港施設災害復旧事業 | 4,343 | 4,428 | | |

(3) 農村整備課

一般会計

(単位：千円)

| No. | 中事業名 | 歳入決算額 | 歳出決算額 | | 主要な事業 |
|-----|---------------|---------|---------|---|----------------|
| 1 | 法令外負担金 | 0 | 1,730 | | |
| 2 | 関連団体負担金 | 0 | 194 | | |
| 3 | 土地改良区育成支援事業 | 0 | 64 | | |
| 4 | 地籍調査事業 | 5,085 | 6,782 | | |
| 5 | ふるさと水と土保全対策事業 | 1 | 1 | | |
| 6 | 多面的機能支払交付金 | 335,385 | 445,051 | 二 | 農地多面的機能維持支援事業 |
| 7 | 事務諸経費 | 36 | 485 | | |
| 8 | 県有土地改良施設管理事業 | 1,679 | 8,525 | ネ | 国営・県営土地改良事業負担金 |
| 9 | 農道補修事業 | 0 | 7,678 | ネ | 国営・県営土地改良事業負担金 |
| 10 | 農道台帳整備事業 | 0 | 117 | ネ | 国営・県営土地改良事業負担金 |
| 11 | 市有土地改良施設管理事業 | 4,793 | 661 | ネ | 国営・県営土地改良事業負担金 |
| 12 | 農地海岸保全事業 | 2,054 | 2,342 | ネ | 国営・県営土地改良事業負担金 |

| | | | | | |
|----|----------------------|--------|---------|---|----------------|
| 13 | 各種調査設計事業 | 0 | 1,551 | 又 | 市単独土地改良事業補助金 |
| 14 | 基幹農業用排水路維持管理事業 | 9,224 | 12,330 | 又 | 市単独土地改良事業補助金 |
| 15 | 広域・農免農道等補修事業 | 1,205 | 6,598 | 又 | 市単独土地改良事業補助金 |
| 16 | 県営土地改良事業補助金 | 0 | 85,274 | | |
| 17 | 団体営土地改良事業補助金 | 0 | 4,643 | | |
| 18 | 小規模県単事業補助金 | 3,200 | 4,239 | | |
| 19 | 市単独土地改良事業補助金 | 0 | 25,000 | | |
| 20 | 国営及び県営造成施設管理体制整備促進事業 | 10,085 | 17,303 | | |
| 21 | 棚田地域保全基金活動支援事業 | 990 | 990 | | |
| 22 | 県営土地改良事業負担金 | 58,900 | 82,299 | ネ | 国営・県営土地改良事業負担金 |
| 23 | 地域用水機能増進事業 | 0 | 5,911 | | |
| 24 | 国営土地改良事業負担金 | 0 | 147,953 | ネ | 国営・県営土地改良事業負担金 |
| 25 | 一乗谷あさくら水の駅管理運営事業 | 4 | 12,066 | | |
| 26 | 一乗谷あさくら水の駅機能強化事業 | 177 | 15,089 | | |
| 27 | 排水機場管理運営費 | 2,066 | 11,457 | | |
| 28 | 耕地排水対策支援事業 | 0 | 8,160 | | |
| 29 | 維持管理適正化支援事業 | 0 | 3,700 | | |
| 30 | 市維持管理適正化事業 | 3,150 | 5,280 | | |
| 31 | 市単独耕地排水機場整備事業 | 10,000 | 18,949 | | |
| 32 | 北陸新幹線建設整備事業 | 0 | 6,930 | | |
| 33 | 農業施設災害復旧事業 | 39,900 | 139,912 | | |

特別会計

(単位：千円)

| No. | 中事業名 | 歳入決算額 | 歳出決算額 | | 主要な事業 |
|-----|--------------|---------|---------|---|------------|
| 1 | 事務諸経費 | 18,909 | 32,562 | ノ | 集落排水施設整備事業 |
| 2 | 農業集落排水施設管理事業 | 191,113 | 204,129 | ノ | 集落排水施設整備事業 |
| 3 | 酒生東部地区機能強化事業 | 69,800 | 70,181 | ノ | 集落排水施設整備事業 |
| 4 | 下宇坂地区機能強化事業 | 20,300 | 21,098 | ノ | 集落排水施設整備事業 |
| 5 | 最適整備事業(補助) | 6,207 | 6,215 | ノ | 集落排水施設整備事業 |
| 6 | 最適整備事業(単独) | 0 | 12,062 | ノ | 集落排水施設整備事業 |
| 7 | 集落排水基金積立金 | 0 | 0 | ノ | 集落排水施設整備事業 |
| 8 | 農業集落排水市債償還元金 | 0 | 320,212 | ノ | 集落排水施設整備事業 |
| 9 | 林業集落排水市債償還元金 | 0 | 3,196 | ノ | 集落排水施設整備事業 |
| 10 | 漁業集落排水市債償還元金 | 0 | 11,465 | ノ | 集落排水施設整備事業 |
| 11 | 農業集落排水市債償還利子 | 0 | 63,210 | ノ | 集落排水施設整備事業 |
| 12 | 林業集落排水市債償還利子 | 0 | 541 | ノ | 集落排水施設整備事業 |
| 13 | 漁業集落排水市債償還利子 | 0 | 2,141 | ノ | 集落排水施設整備事業 |
| 14 | 予備費 | 0 | 0 | ノ | 集落排水施設整備事業 |
| 15 | 林業集落排水施設管理事業 | 2,161 | 3,166 | ノ | 集落排水施設整備事業 |
| 16 | 漁業集落排水施設管理事業 | 15,795 | 22,186 | ノ | 集落排水施設整備事業 |

(4) 園芸センター

(単位：千円)

| No. | 中事業名 | 歳入決算額 | 歳出決算額 | 主要な事業 | |
|-----|----------------------|-------|--------|-------------|---------------------------------------|
| 1 | 園芸総合振興事業 | - | 13,232 | ウ | 園芸総合振興事業 |
| 2 | 未来へつなぐ福井の農業活性化プロジェクト | - | 1,703 | キ | 未来へつなぐ福井の農業活性化プロジェクト |
| 3 | 園芸作業員報酬 | 0 | 16,629 | | |
| 4 | 試験研究諸経費 | 5,633 | 4,568 | エ | 推奨品目育成支援事業 |
| 5 | 園芸センター管理運営諸経費 | 60 | 14,515 | | |
| 6 | 園芸振興推進事業 | 0 | 4,344 | カ | 施設園芸普及拡大事業 |
| 7 | 原種系水仙管理諸経費 | 0 | 79 | | |
| 8 | 越前水仙振興事業 | 485 | 1,644 | カ タ ヒ | 施設園芸普及拡大事業 園芸作物ブランド化事業 有害鳥獣対策事業 |
| 9 | 園芸普及拡大事業 | 1,131 | 2,615 | カ タ | 施設園芸普及拡大事業 園芸作物ブランド化事業 |
| 10 | さんりはまベジフルブラッシュアップ事業 | - | 4,729 | タ | 園芸作物ブランド化事業 |

(5) 中央卸売市場

(単位：千円)

| No. | 中事業名 | 歳入決算額 | 歳出決算額 | 主要な事業 | |
|-----|---------------|-------|---------|-------|----------|
| 1 | 施設維持管理事業 | | 206,115 | ナ | 施設維持管理事業 |
| 2 | 業務指導事業 | | 16,806 | | |
| 3 | 市場管理運営諸経費 | | 13,060 | | |
| 4 | ガス事業譲渡後残務対応事業 | | - | | |
| 5 | 市場関係団体等負担金 | | 23,634 | | |
| 6 | 市場施設整備事業 | | 3,597 | | |

| | | | | | |
|----|---------------|--|---------|--|--|
| 7 | 中央卸売市場活性化事業 | | - | | |
| 8 | ふくい鮮いちば事業 | | 594 | | |
| 9 | 市場経営体質強化育成貸付金 | | 303,641 | | |
| 10 | 市債償還元金 | | 34,870 | | |
| 11 | 市債償還利子 | | 3,294 | | |
| 12 | 予備費 | | - | | |

(6) 農業委員会事務局

(単位：千円)

| No. | 中事業名 | 歳入決算額 | 歳出決算額 | 主要な事業 | |
|-----|------------|-------|--------|-------|--|
| 1 | 農業委員報酬 | 2,013 | 17,026 | | |
| 2 | 農業委員会運営事業 | 13 | 1,970 | | |
| 3 | 法令外負担金 | | 2,848 | | |
| 4 | 農用地流動化奨励事業 | | 400 | | |
| 5 | 農地保有合理化事業 | 25 | 26 | | |
| 6 | 市民菜園運営事業 | | 39 | | |
| 7 | 広報紙発行事業 | 55 | 187 | | |
| 8 | 農業者年金受託事業 | | 8 | | |
| 9 | 農地台帳整備事業 | 1,041 | 1,992 | | |
| 10 | 農地利用状況調査事業 | 1,529 | 1,661 | | |

第3章 監査の結果

1. 監査結果のまとめ

指摘及び意見の数は以下の通りである。

(単位：件)

| No | 監査項目 | 指摘 | 意見 |
|----|-----------------|----|----|
| - | 農林水産部 | 0 | 1 |
| 2 | 農政企画課 | 0 | 23 |
| 3 | 林業水産課 | 4 | 38 |
| 4 | 有害鳥獣対策室(林業水産課) | 0 | 4 |
| 5 | 農村整備課(一般会計) | 4 | 5 |
| 6 | 農村整備課(集落排水特別会計) | 2 | 1 |
| 7 | 園芸センター | 0 | 8 |
| 8 | 中央卸売市場 | 1 | 5 |
| 9 | 農業委員会事務局 | 1 | 2 |
| 合計 | | 12 | 87 |

上表の農林水産部の監査項目は、報告書の「第2章 監査対象の概要」に記載している事項であり、また、その他の2～9のNoは、報告書の「第3章 監査の結果」における該当の所管課の頭番号を記載している。

2. 指摘及び主な意見

本報告書概要版においては、報告書から指摘及び主な意見を抜粋、集約して記載している。項目名は、所管課名および括弧内には報告書に記載している実施事業名としている。さらに、項目名の末尾に付しているページ数は報告書における記載ページを示している。

2-1. 農政企画課(2-13. 未来へつなぐ福井の農業活性化プロジェクト)(P.73)

(1) 三里浜オリーブ事業の中長期計画の見直し

三里浜オリーブについて、以下のとおり、「事業計画書(三里浜オリーブ庭園の創設)」にて設定した令和3年度の販売目標に対して、販売実績は目標を大きく下回り、達成率は著しく低い状況である。当初予定していたオリーブの生産量が確保できず、予定通りの商品が製造できなかったことが要因とのことである。

<令和3年度目標と実績>

「事業計画書(三里浜オリーブ庭園の創設)」

「事業内容」「6. 栽培・加工・販売計画」金額目標と、販売実績及び達成率

| 令和3年度 | 販売目標 (千円) | 販売実績 (千円) | 達成率 |
|---------|--------------|--------------|-------|
| オリーブオイル | 1,350 | 10 | 0.7% |
| オリーブ塩漬け | 1,500 | 21 | 1.4% |
| オリーブ茶 | - | 486 | - |
| 合計 | 2,850 | 517 | 18.1% |

< 3か年計画 >

「事業計画書(三里浜オリーブ庭園の創設)」「数値計画」「2. 損益計画」より抜粋

(単位: 千円)

| 項目 | 令和3年度 (1年目) | 令和4年度 (2年目) | 令和5年度 (3年目) |
|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 売上高 | 2,850 | 4,300 | 7,160 |
| 売上原価 | 1,960 | 4,200 | 7,000 |
| 売上総利益 | 890 | 100 | 160 |
| 販売費及び 一般管理費 | 4,570 | 2,520 | 2,920 |
| 営業利益 | 3,680 | 2,420 | 2,760 |
| 営業外損益 | 4,150 | 150 | 50 |
| 経常利益 | 470 | 2,270 | 2,710 |

| 【意見】 | 三里浜オリーブ事業計画の見直し及び事業の推進について |
|------|---|
| | <p>三里浜オリーブ事業に関しては、短期的な視点では評価できないものの、令和3年度の実績は目標値を大きく下回り、また、令和4年度以降も事業計画においては赤字事業となっている。未来に向けた農業活性化として、オリーブ事業を育てていくためには、将来的に黒字事業にしていくことが必要であると考えます。</p> <p>そのためには、何をどのように取り組む必要があるのか、再設定した目標の達成に向け、三里浜オリーブ生産組合をはじめ、市や県、他の産地の情報、有識者の意見などの協力を得て、オリーブの安定的な生産と製造、販路の確保・拡大を行い、オリーブ商品で利益の獲得が実現可能な事業にするため、5年や10年といった中長期的な事業計画を再考し、福井市の一農業ビジネスとして成功していくための目標を再確認することが必要である。そのうえで、計画に基づいた継続的な取り組みを行うべきである。</p> <p>また、毎年、計画と実績の比較と原因分析及び翌期以降の計画の見直しの必要性を検討するとともに、状況に応じて、適時適切な意思決定を行うことができるように、福井市として事業を継続するか否かの意思決定の判断基準を設定することも必要ではないかと考える。</p> |

(2) ECサイト「ふくいさん」の中長期的な計画策定

本ECサイト「ふくいさん」の収支の状況については、以下の通りである。

<令和3年10月から令和4年3月までの収支に関する情報>

収支の状況

(単位：千円)

| 2022年 10～3月 | 収入 | 費用 | | | 利益 |
|----------------|-------|-------|-----|-------|-----|
| | | 商品代金 | 配送費 | 各種手数料 | |
| 合計 | 2,783 | 1,742 | 346 | 416 | 280 |

販売の状況

(単位：円)

| 年月 | 売上額 | 一店舗当たり売上額*1 | 一商品当たり売上額*2 |
|----------|-----------|-------------|-------------|
| 2021年10月 | 357,559 | 8,939 | 4,158 |
| 2021年11月 | 262,295 | 6,557 | 3,050 |
| 2021年12月 | 816,385 | 20,410 | 9,493 |
| 2022年1月 | 324,240 | 8,106 | 3,770 |
| 2022年2月 | 622,403 | 15,560 | 7,237 |
| 2022年3月 | 400,234 | 10,006 | 4,654 |
| 合計 | 2,783,116 | 69,578 | 32,362 |

*1 令和3年度3月31日時点の出展者数(団体：累計)40を元に算定(小数点以下四捨五入)

*2 令和3年度3月31日時点の登録商品数(品：累計)86を元に算定(小数点以下四捨五入)

ECサイトに係る委託料

| 項目 | 金額(千円) |
|--------------------------------------|--------|
| ECサイト「ふくいさん」サイト構築業務委託料 | 17,788 |
| ECサイト「ふくいさん」委託料(2021/9/29～2022/3/31) | 8,800 |
| 合計 | 26,588 |

| | |
|--|-----------------------------------|
| 【意見】 | ECサイト「ふくいさん」継続運用にむけた中長期的計画の策定について |
| <p>本ECサイトを活用した事業の目標としては、当事業の事業目的及び「未来へつなく福井の農業活性化プロジェクト」の事業目的に掲げている、生産者の「情報発信や新規顧客獲得、販路開拓」また、「販路拡大と生産量増加」であろう。この事業目的を達成するためには、生産者が、将来にわたって継続的かつ安定的にECサイトを利用できる</p> | |

よう当 EC サイト事業を、継続的に運用可能な状況にする必要がある。

そのうえで、どのような状況が、当 EC サイト事業が継続的に運用可能となるだろうかと考えたときに、一つの考えとしては、現状の EC サイト「ふくいさん」の運用による収入によって、当サイトの運用に係る費用をまかなえる状態、すなわち EC サイトの収支が黒字化できれば、継続的なサイトの運営が可能となるであろう。

また、別の考えとしては、現状 EC サイトで取り扱っている農産物について、ふくい嶺北連携中枢都市圏での農産物を加え、各連携市町との協働により、継続的なサイトの運営の可能性も見いださうと考える。

現状では、EC サイトの委託先への委託料も加味すると大幅な赤字事業となっており、EC サイトの投資額の回収も十分にできない状況である。EC サイトの投資額の回収に加え、継続的な運用を可能とし、福井市の農家の販路開拓等を継続的に支援していくためには、黒字化に向けた活動目標を設定し、また、中長期的な数値計画を策定し、委託先及び各生産者等の EC サイトに関わる関係者間で共有し、目標達成に向けて各々が一体となって事業を推進していくことが必要である。

さらに、毎年、計画と実績の比較と原因分析及び翌期以降の計画の見直しの必要性を検討するとともに、状況に応じて、適時適切な意思決定を行うことができるよう、福井市として事業を継続するか否かの意思決定の判断基準を設定することも必要ではないかと考える。

なお、上記の EC サイトも含め福井市においては、事業実施にあたり、複数の事業においてプロモーション活動を実施している。当該プロモーションに関連して、報告書では、以下の通り複数の意見を記載している。意見の内容としては、効果的かつ効率的なプロモーションの実施が全般的に必要なことを記載している。

| 実施事業名 | 意見の内容 | 該当ページ |
|----------------------------------|--------------------------------|-------|
| 2 - 7 . そば振興事業 | ふくい嶺北連携中枢都市圏での在来種そばプロモーションについて | P.51 |
| 2 - 1 2 . 農林水産物「ふくいブランド」構築事業 | イベントの広報活動について | P.68 |
| | プロモーションのタイミングについて | |
| 2 - 1 4 . ふくいの農林水産物魅力 P R 動画作成事業 | P R 動画の効果的な利用方法について | P.79 |
| 3 - 1 . 未来へつなぐ福井の農業活性化プロジェクト | EC サイト「ふくいさん」の有効活用について | P.133 |
| 3 - 2 1 . ふくいの森林の魅力発信事業 | 動画コンテンツの周知について | P.195 |
| 3 - 4 4 . 水産物ブランド化 | SNS を用いた周知方法の拡大について | P.251 |

| | | |
|------------------------------|------------------------|-------|
| 推進事業 | EC サイト「ふくいさん」の有効活用について | |
| 7 - 10 . さんりはまベジフルブラッシュアップ事業 | SNS プロモーションの成果把握について | P.436 |

2 - 2 . 林業水産課 (3 - 3 . 林業水産業 U ・ I ターン促進事業 (林業)) (P.139)

(1) 森林環境譲与税の有効活用について

森林環境税及び森林環境譲与税の概要は以下の通りである。

森林の有する公益的機能は、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や水源の涵養等、国民に広く恩恵を与えるものであり、適切な森林の整備等を進めていくことは、我が国の国土や国民の生命を守ることにつながる一方で、所有者や境界が分からない森林の増加、担い手の不足等が大きな課題となっている。このような現状の下、平成 30 年 5 月に成立した森林経営管理法を踏まえ、パリ協定の枠組みの下における我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税が創設され、平成 31 年 3 月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が成立した。成立に伴い、令和 6 年度から課税される「森林環境税」、及び令和元年度から譲与される「森林環境譲与税」が創設された。

森林環境税は、令和 6 年度から個人住民税均等割の枠組みを用いて、国税として 1 人年額 1,000 円を市町村が賦課徴収することとされている。また、森林環境譲与税は、喫緊の課題である森林整備に対応するため、「森林経営管理制度」の導入時期も踏まえ、交付税及び譲与税配付金特別会計における借入金を原資に、令和元年度から譲与が開始され、市町村や都道府県に対して、私有林人工林面積、林業就業者数及び人口による客観的な基準で按分して譲与されている。

なお、災害防止・国土保全機能強化等の観点から、森林整備を一層促進するために、令和 2 年 3 月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」の一部が改正され、令和 2 年度から令和 6 年度までの各年度における森林環境譲与税について、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用し、交付税及び譲与税配付金特別会計における譲与税財源の借入れを行わないこととした上で、森林環境譲与税の譲与額を前倒して増額することとなっている。

森林環境譲与税は、市町村においては、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林整備及びその促進に関する費用」に充てることとされている。また、都道府県においては「森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用」に充てることとされている。本税により、山村地域のこれまで手入りが十分に行われてこなかった森林の整備が進展するとともに、都市部の市区等が山村地域で生産された木材を利用することや、山村地域との交流を通じた森林整備に取り組むことで、都市住民の森林・林業に対する理解の醸成や、山村の振興等につながる事が期待される。

なお、適正な用途に用いられることが担保されるように森林環境譲与税の用途については、市町村等は、インターネットの利用等により用途を公表しなければならないこととされている。

福井市においても、令和元年度から森林環境譲与税が譲与されており、令和元年度から令和3年度にかけての譲与金額及び事業への充当額は以下の通りである。

(単位：千円)

| | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 累計 |
|--------------|--------|--------|--------|---------|
| 譲与金額 | 38,592 | 82,007 | 81,903 | 202,502 |
| 事業への充当額 | 8,115 | 30,366 | 51,795 | 90,276 |
| 事業への充当率(÷) | 21.0% | 37.0% | 63.2% | 44.5% |
| 差額(基金積立額) | 30,477 | 51,641 | 30,108 | 112,226 |

譲与金額は、令和元年度においては38,592千円、令和2年度においては82,007千円、令和3年度においては81,903千円である。その内、該当する事業に充当した金額は、令和元年度においては8,115千円、令和2年度においては30,366千円、令和3年度においては51,795千円であり、充当できなかった残額は基金として積み立てられている。基金積立額は、令和元年度においては30,477千円、令和2年度においては51,641千円、令和3年度においては30,108千円となっている。

| 【指摘】 | 森林環境譲与税の有効活用について |
|------|--|
| | <p>上記の通り、福井市においても森林環境譲与税が令和元年度において譲与されることとなったが、譲与開始の令和元年度から令和3年度にかけて、譲与額の全額を関連する事業で充当できず、残額を基金として積み立てている。令和元年度から令和3年度までの累計金額は、譲与額202,502千円に対し、事業充当金額は90,276千円、残額の112,226千円が基金として積み立てられ、譲与された森林環境譲与税の約55%が活用できていない。</p> <p>福井市においては、森林環境譲与税の対象となる事業をホームページで広報したり、自治会長への案内を通して周知を行ったりしたが、森林所有者の特定の難航や、所有者の同意が得られないなどの弊害が多くあり、事業の応募状況は少なく、執行できない事業があった。今後においては、森林整備、人材育成、木材利用のみならず、附帯的な事業も含め、新たな事業につき森林環境譲与税の適用を図っており、現に半分以上積み立てられている基金についても同様の方針を掲げている。</p> <p>また、令和6年度以降は、森林環境税として個人住民税均等割の枠組みを用いて、国税として1人年額1,000円を市町村が賦課徴収することとされている。福井市民から徴収する森林環境税の使い道についても、基金への積み立てに終わることなく関連する事業を幅広く募集し、福井市民に対し合理的な説明ができるよう、今後さらなる抜本的な</p> |

取組み、準備を行っていくことが必要である。

2 - 3 . 林業水産課 (3 - 1 8 . 森林組合強化育成貸付金)(P.186)

(1) 森林組合への融資制度について

当事業は、福井市が特定金融機関である福井県農業協同組合に一定の融資資金を預託し、預託を受けた福井県農業協同組合は、福井市長が融資の決定をした場合において、森林組合に対して融資を行うものである。福井市の森林組合振興事業資金融資要綱によると、融資の条件は以下の通りである。

| | |
|------|--|
| 融資金額 | 融資金額は、予算に定める範囲内とする。 |
| 融資期間 | 融資を行った日から当該年度の末日までとする。 |
| 償還期限 | 償還期限は、当該年度の末日とする。 ただし、繰り上げ償還することができる。 |
| 利息 | 無利子とする。 |
| 担保 | 原則として無担保扱いとする。 |

| | |
|---|---------------------------|
| 【指摘】 | 森林組合への融資制度の見直しについて |
| <p>当事業により、福井市は福井県農業協同組合に対して融資資金を預託しており、福井県農業協同組合は各森林組合に対して融資を行っている。毎年度、福井森林組合に対し 150,000 千円、美山町森林組合に対し 70,000 千円に相当する預託金を福井県農業協同組合に出しており、各森林組合は福井県農業協同組合から同額の融資を受けている。</p> <p>過去より同額の資金の預託を行っており、福井市としても毎年度回収はできているが、上記の融資の条件に記載の通り、各森林組合への融資は無利子であり、原則無担保の扱いとなっている。森林組合の代表理事組合長と筆頭理事の連帯保証を証明する書類があり個人保証を受けてはいるが、融資金額が多額であるため、万が一、貸付金を回収できないリスクを考えると、制度そのものとして最低限は融資の見返りである利子を徴求すべきではないかと考えられる。なお、福井市と福井県農業協同組合との預託契約書においては、森林組合が預託貸付金を福井県農業協同組合に弁済できない場合等には、福井市と福井県農業協同組合が協議のうえ解決にあたりとされており、福井市にも貸付金が回収できない場合に損失を負担するリスクがあると判断される。</p> <p>また、各森林組合の総会資料を入手し、貸借対照表にて財政状態を確認したところ、純資産額は十分に厚く、過去より同額で行われている融資についても全額実施する必要はないのではないかと見受けられ、毎年度、同額の資金を預託するのではなく、財政状態に応じた融資金額の見直しをも行うべきとも考えられる。</p> <p>福井市にとっても多額の資金が一年間預託され、その間は資金が凍結されることに鑑みると、上述した融資制度そもそもの在り方を検討し直すことが必要である。</p> | |

2 - 4 . 林業水産課 (3 - 2 0 . 林業団体活動支援事業)(P.192)

(1) 各林業団体に対する補助額について

当事業の内容は、森林の保全・育成に取り組む各種団体への活動支援として、150,000円を限度に補助を行っている。令和3年度においては予算要求の段階において6団体に対して補助金の額を見積もっているが、各団体への補助額が団体ごとに異なっており、担当課へその理由をヒアリングしたところ、過去より踏襲し同額の補助を行っているとのことであり、補助額の根拠が得られなかった。

| | |
|--|---------------------------|
| 【指摘】 | 各団体に対する補助額の見直しについて |
| <p>当事業においては、森林の保全・育成に取り組む各種団体への活動支援として、150,000円を限度として補助を行っているが、歳出の内容を確認すると、120,000円の補助を受けている団体、108,000円の補助を受けている団体、60,000円の補助を受けている団体、45,000円の補助を受けている団体と、団体により異なる補助額となっていた。</p> <p>この点、福井市の担当課に理由を確認しても、過去より踏襲し同額の補助を行っているとの回答のみであり、補助額の根拠が得られなかった。</p> <p>少なくとも活動内容や実績に応じた補助額の水準は統一すべきであり、それが難しい場合には補助額を一律にするなどの別途の対応が必要と認められる。もっとも、他の同様の事業においても補助の制度は存在しているので、当該事業とまとめて補助水準を見直すことも考えられる。</p> <p>いずれにしても、金額の見直しは必要であり、活動内容や実績に応じた、もしくは各団体一律の補助など、統一的な水準により、今一度各団体に対する補助額を再考すべきである。</p> | |

2 - 5 . 林業水産課 (3 - 4 0 . 漁業協同組合強化育成貸付金)(P.242)

(1) 漁業協同組合への融資制度について

当事業は、福井市が特定金融機関である東日本信用漁業協同組合連合会に一定の融資資金を預託し、預託を受けた東日本信用漁業協同組合連合会は、福井市長が融資の決定をした場合において、漁業協同組合に対して融資を行うものである。福井市の漁業協同組合振興事業資金融資要綱によると、融資の条件は以下の通りである。

| | |
|------|--|
| 融資金額 | 融資金額は、予算に定める範囲内とする。 |
| 融資期間 | 融資を行った日から当該年度の末日までとする。 |
| 償還期限 | 償還期限は、当該年度の末日とする。 ただし、繰り上げ償還することができる。 |
| 利息 | 無利子とする。 |
| 担保 | 原則として無担保扱いとする。 |

| | |
|-------------|-------------------------|
| 【指摘】 | 漁業協同組合への融資制度の見直し |
|-------------|-------------------------|

当事業により、福井市は東日本信用漁業協同組合連合会に対して融資資金を預託しており、東日本信用漁業協同組合連合会は各漁業協同組合に対して融資を行っている。毎年度、福井市漁業協同組合に対し 50,000 千円、越廼漁業協同組合に対し 50,000 千円に相当する預託金を東日本信用漁業協同組合連合会に出しており、各漁業協同組合は東日本信用漁業協同組合連合会から同額の融資を受けている。

過去より同額の資金の預託を行っており、福井市としても毎年度回収はできているが、上記の融資の条件に記載の通り、各漁業協同組合への融資は無利子であり、原則無担保の扱いとなっている。漁業協同組合の代表理事組合長と筆頭理事の連帯保証を証明する書類があり個人保証を受けてはいるが、融資金額が多額であるため、万が一、貸付金を回収できないリスクを考えると、制度そのものとして最低限は融資の見返りである利子を徴求すべきではないかと考えられる。なお、福井市と東日本信用漁業協同組合連合会との預託契約書においては、漁業協同組合が預託貸付金を東日本信用漁業協同組合連合会に弁済できない場合等には、福井市と東日本信用漁業協同組合連合会が協議のうえ解決にあたりとされており、福井市にも貸付金が回収できない場合に損失を負担するリスクがあると判断される。

また、各漁業協同組合の総会資料を入手し、貸借対照表にて財政状態を確認したところ、純資産額は十分ではないものの、他の事業による補助や助成を通して財政状態の改善向上に努め、毎年度、同額の資金を預託するのではなく、財政状態に応じた融資金額の見直しをも行うべきとも考えられる。

福井市にとっても多額の資金が一年間預託され、その間は資金が凍結されることに鑑みると、上述した融資制度そもそもの在り方を検討し直すことが必要である。

2 - 6 . 農村整備課 (一般会計)(5 - 6 . 多面的機能支払交付金)(P.310)

(1) 交付金の持越しについて

多面的機能支払交付金は、対象地域における農用地面積や活動内容に応じて額が決定され交付される。交付金を当該年度の活動に使用し、年度末に残額が生じた場合、翌年度以降に具体的な使用予定がある場合には、それに必要な額を持越すことができるとされており、それ以外の残額を市に返還することとなる。

また、持越金の合計額が、当該年度の交付金の額の 3 割を超え、かつ、100 万円以上となる場合(交付金の分類別に判定)には、持越金の使用予定表を市に提出することとされている。

R3 年度の交付金に係る実施状況報告書及び持越金の使用予定表を通査したところ、次のものが検出された。

・持越金の用途が未決定であるもの

| 活動組織 | 交付金の分類 () | 交付金 (千円) | 次年度への持越金 (千円) |
|------|-------------|----------|---------------|
| 団体 A | 資源向上 (長寿命化) | 1,077 | 2,735 |

・要件に該当するにもかかわらず持越金の使用予定表の添付がないもの

| 活動組織 | 交付金の分類（ ） | 交付金（千円） | 次年度への持越金（千円） |
|------|---------------|---------|--------------|
| 団体 A | 資源向上（長寿命化） | 1,077 | 2,735 |
| 団体 B | 農地維持・資源向上（共同） | 10,408 | 3,413 |
| 団体 C | 資源向上（長寿命化） | 1,239 | 1,537 |
| 団体 D | 資源向上（長寿命化） | 1,603 | 1,625 |
| 団体 E | 農地維持・資源向上（共同） | 2,175 | 1,591 |
| | 資源向上（長寿命化） | 1,580 | 4,831 |
| 団体 F | 農地維持・資源向上（共同） | 1,971 | 1,059 |
| 団体 G | 資源向上（長寿命化） | 1,276 | 2,032 |

多面的機能支払交付金には次の分類があり、下表の「農地維持」と「資源向上（共同）」の合計、及び、「資源向上（長寿命化）」のそれぞれで持越金の使用予定表の提出要否を検討する必要がある。

| 分類 | 交付金の構成区分 | | 活動の例 |
|------------|-----------|------------------|----------------|
| 農地維持 | 農地維持支払交付金 | 地域資源の基礎的な保全活動 | 水路の泥上げ、農道の路面維持 |
| 資源向上（共同） | 資源向上支払交付金 | 地域資源の質的向上を図る共同活動 | 水路・農道の補修 |
| 資源向上（長寿命化） | | 施設の長寿命化のための活動 | 水路の補強、農道の舗装 |

| 【指摘】 | 持越金の妥当性の確認 |
|------|---|
| | <p>多面的機能支払交付金を翌年度に持越し可能であるのは、具体的な使用予定に基づく必要額のみとされている。用途未決定の状態で行っている組織があったが、適切ではなかったものとする。市は、具体的な用途に基づかないもの、又は、金額の根拠が適切ではないものは持越せないことを、各組織に周知し、また、不必要に持越されるものがないか、適切に確認すべきである。</p> <p>多額の持越しが予定されている場合には、市はより慎重にその妥当性を確認する必要がある。持越金の使用予定表はその妥当性を確認するために必要となる資料である。当該資料の提出が確認できなかったものについては、妥当性の確認が十分にできていないものとする。今後、持越金の使用予定表の提出を徹底し、必要に応じてその根拠を確</p> |

認し、持越金の妥当性を十分に確認することが適当である。

(2) 実施状況報告書による実施状況の報告について

多面的機能支払交付金の交付対象である活動組織は、毎年度、事業計画に定められている事項の実施状況を、実施状況報告書として市に提出することとされている。

R3年度の実施状況報告書より、サンプルで14件を抽出し内容を確認したところ、次のものが検出された。

| 検出事項 | 件数 |
|--|----|
| 計画された活動が未実施であるが、その理由の記載がなく、未実施の妥当性が確認できない | 7件 |
| 各活動項目の実施の有無の記載が、市が現地確認を行った結果の記録である実施状況確認チェックシートと不整合である | 8件 |

| 【指摘】 | 実施状況報告書による実施状況の適切な報告 |
|------|---|
| | 多面的機能支払交付金に係る実施報告書は、交付金が各地域での活動に適切に使用されていることを示すものとして重要である。合理的な理由なく計画された活動が実施されていない場合には、交付金の返還となる場合もあるため、実施状況及び未実施の理由等が適切に記載されるよう、市は指導すべきである。また、市が確認作業を行う際に使用する実施状況確認チェックシートにおいても、未実施理由の妥当性を確認することや、市が行った現地調査結果との整合性を確認することが確認項目とされている。市の確認作業においても、実施報告書の内容を適切に確認することが必要である。 |

2-7. 農村整備課(一般会計)(5-11. 市有土地改良施設管理事業)(P.322)

(1) ため池の管理体制について

平成17年頃から数年間、市所有のため池に、事業者が許可なく土砂及び産業廃棄物を投棄し、ため池の一部が埋め立てられた事案が発生した。市は平成21年に住民からの情報提供を基に状況を把握し、その後、埋立物の調査等を実施したところ、その量は3,200 m³と推定され、さらに、土壤環境基準を上回る汚染が含まれていることも確認された。市は、平成25年に、埋立てを行った事業者及び当該事業者の代表等に対し損害賠償請求訴訟を提起し、また、同年より埋立物撤去工事を実施した。平成28年に訴訟は終了し、埋立てを行った事業者等に約2億2000万円の支払いを命ずる判決が確定した。

訴訟において、市側は撤去費用などの約2億8900万円を損害賠償請求したが、判決による賠償額は、それより減額される結果となった。これは、市側にも過失があるとされたためであり、損害金額の20%が減額されている。判決では、市は長年にわたり自治会等の地元住民に管理を委ね、「本件ため池の所有者として自ら管理を行うことも、自治会等に対して管理状況の報告を求めるなどして、本件ため池の現況を把握することもしていなかつ

た」等、市側の管理体制が不十分であったことにより、状況の把握、対策が遅れ、長期間の埋立ての継続を許し、損害を拡大させた、とされている。

なお、埋立てを行った事業者は平成 25 年に既に解散しており、元代表である個人が賠償金の債務者となっている。確定した損害賠償金約 2 億 2000 万円に対して、これまでの債権回収額は約 860 万円と 4%程度のみとなっている。すでに個人の不動産等の処分は終わっており、今後は給与差押えによる回収のみが見込まれる。結果的に、当該事案による損害の大部分を市が負担するという結果になる可能性が高い。

市は、当該事案を踏まえ、市が所有するため池の管理体制について、次のような見直しを行った。

- ・管理者が曖昧であったため池について、管理者を明確に定めた。
- ・管理者と協定書を交わしていなかった場合には、協定書を交わすこととした。

市所有のため池は 4 か所あり、それらに関する協定書の内容は次の通りとなっている。

| ため池 | 協定締結時期 | 管理者 | 管理内容 | 市への報告 |
|-----|---------|-------|---------------------------------------|--|
| A | 昭和 52 年 | 地元自治会 | 伐木、除草の他、災害、老朽化を未然に防ぐ処置等 | 記載なし |
| B | 平成 26 年 | 地元自治会 | 点検、除草などの通常の維持管理 | 記載なし |
| C | 平成 29 年 | 地元自治会 | 操作規則に定める排水ゲートの管理（点検、草刈等の維持管理、洪水警戒体制等） | ため池の形状の変化及び不法行為を発見した場合は市に報告。洪水警戒体制時の連絡等。 |
| D | | | | |

ため池 C と D は、同一の協定書で同一の自治会に管理を委ねている。

また、市職員が定期的にパトロールを行うようなルールは定めていないが、年に 1 回程度は何らかの業務で当該地域を訪れるため、その際に地元自治会との直接のコミュニケーションを行っているとのことである。

市所有分を含む農業用ため池全般の管理に関しては、「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」が令和元年 7 月に施行されており、これに基づく管理を行うこととされている。当該法律では、全ての農業用ため池の届出義務、所有者及び管理者による適正管理の努力義務などが設けられた他、ため池の適正な管理及び保全のために、市町村はため池の管理状況を把握し、県と連携することが役割として想定されている（「農業用ため池の管理及び保全に関するガイドライン（農林水産省農村振興局）」）。

市内には、129か所の農業用ため池があり、その内の44か所が特定農業用ため池（決壊などにより周辺に被害を及ぼすおそれがあるため池。防災重点農業用ため池のうち、国又は自治体所有以外のもの）に指定されている。これらの管理体制は次のとおりである。

- ・福井県が策定した「防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画」に基づき、防災重点ため池について5年に1回の定期点検を行い、劣化状況等の把握を行っている。
- ・防災重点農業用ため池に関して、市職員は年に1回程度、何らかの業務で当該地域を訪れるため、その際に地元自治会とのコミュニケーションを行い、状況把握を行っている。
- ・福井県は、福井県土地改良事業団体連合会に福井県ため池サポートセンターを設置している。すべての農業用ため池を対象に、連合会と市職員による定期点検（5年に1回）を行っている。また、サポートセンターには相談窓口が設けられており、ため池管理者からの点検・管理方法等の相談を受けている。
- ・市は、すべての農業用ため池の管理者に「ため池管理マニュアル（農林水産省農村振興局）」を提供し、適正な管理を依頼している。市もサポートを行う旨を伝え、何かあった場合の連絡を口頭で依頼している。

| | |
|--|---------------------|
| 【指摘】 | 市所有のため池に関する管理体制の再確認 |
| <p>市所有のため池について、市には所有者としての適正管理の義務がある。過去の事案における市の管理体制が不備であるとの指摘も踏まえ、現状の体制が十分であるか、再確認が必要である。管理者に任せきりでは不十分であり、積極的に管理状況を把握し、また、市自らが定期的に現況を把握する体制とすべきであると考え。現状では、管理者からの報告や市職員の現場確認のルールが明確となっていないため、管理者からの報告及び市職員の現地確認の頻度やタイミング等を明確に定めること、それらの結果を記録すること、などを検討すべきである。</p> <p>また、市所有ため池の管理に関する協定書の内容についても検討が必要と考える。管理者から市への報告に関する取り決めを定めていないため池があるため、明記することが適当である。異常発見時や緊急時等の報告・連絡・相談に加えて、定期的な管理状況の報告を求めることも必要と考える。管理者に依頼する管理の内容については、ため池ごとに設備や環境が異なるため、同一のものとならないと思われるが、「ため池管理マニュアル（農林水産省農村振興局）」等に照らして必要な管理内容に漏れがないか、確認することが適当である。</p> | |

| | |
|---|------------------------|
| 【指摘】 | すべての農業用ため池に関する管理体制の明確化 |
| <p>市所有以外の農業用ため池について、市には、各ため池の管理の状況を把握し、適正な管理及び保全がなされるよう施策を講じる責任がある。現状では、5年に1回の点検以外の管理方法が明確ではないため、防災重点農業用ため池、それ以外の農業用ため池</p> | |

のそれぞれについて、市としての管理体制を定めておくことが必要と考える。例えば、次のような体制が考えられる。

- ・すべての農業用ため池について、定期的に管理状況の報告を受けること。また、福井県土地改良事業団体連合会の相談窓口を含めた情報共有体制を確認し、市の情報把握が遅れないようにすること。
- ・防災重点農業用ため池については、市職員による現地確認の運用が曖昧であるため、頻度やタイミング等を明確にすること。
- ・報告や情報把握の状況、現地確認の結果等を記録すること。

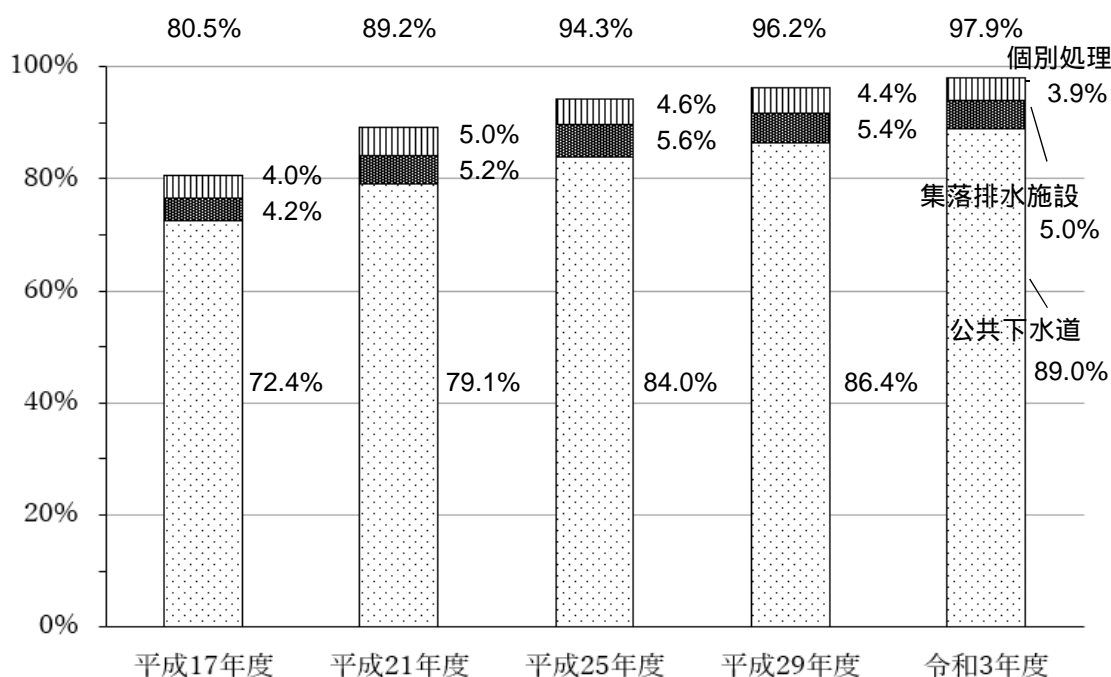
2 - 8 . 農村整備課 (集落排水特別会計)(6 - 1 . 事務諸経費)(P.377)

(1) 集落排水事業の財政状態

市における汚水処理は、公共下水道事業、集落排水事業、浄化槽事業の3つの事業より進められている。市の汚水処理施設の整備及び普及拡大は、「福井市下水道整備構想」(平成元年度)、「福井市汚水処理施設整備基本構想」(平成15年度)、「福井市汚水処理基本構想」(平成25年度)等の計画に基づき行われている。これらの計画では、公共下水道、集落排水施設、個別処理(浄化槽)の区域を定め、それぞれの区域内で施設の整備、普及拡大が進められてきた。3つの事業による汚水処理施設を利用可能な人口の割合(汚水処理人口普及率)は97.9%(令和3年度末)となっており、集落排水事業はそのうちの5.0%を担っている。平成29年に策定された「福井市下水道事業経営戦略」では、今後およそ10年で整備完了を目指す、とされている。

集落排水事業は、大規模集合処理施設で集中的に汚水処理を行う公共下水道に対して、集落ごとに小規模処理施設を設置し、分散して汚水処理を行うものである。市の集落排水事業は27地区(令和4年4月1日現在)を対象としており、農業・林業・漁業集落の排水処理を担っている。なお、集落排水施設の計画区域における整備は平成26年度までにすべて終了し、現在では、各施設の維持管理及び当該地域における利用者の拡大を進めている状況にある。

汚水処理人口普及率の推移



集落排水事業の決算状況は次のとおりである。

(単位：千円)

| | | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 |
|--------|---------|----------|---------|---------|---------|
| 収益的収支 | 収益的収入 | 359,620 | 348,140 | 343,601 | 327,619 |
| | 料金収入 | 187,812 | 237,534 | 216,718 | 209,051 |
| | 他会計繰入金 | 170,406 | 92,072 | 117,131 | 117,315 |
| | その他 | 1,402 | 18,534 | 9,752 | 1,253 |
| | 収益的支出 | 359,620 | 348,140 | 344,671 | 327,618 |
| | 営業費用 | 267,928 | 265,006 | 270,156 | 261,725 |
| | 支払利息 | 91,692 | 83,134 | 74,515 | 65,893 |
| | 差引 | - | - | 1,070 | 1 |
| 資本的収支 | 資本的収入 | 483,785 | 437,338 | 471,334 | 477,467 |
| | 地方債 | 45,200 | 33,500 | 55,200 | 55,900 |
| | 他会計補助金 | 351,495 | 351,828 | 352,169 | 363,485 |
| | 国県補助金 | 85,590 | 52,010 | 63,965 | 58,082 |
| | その他 | 1,500 | - | - | - |
| | 資本的支出 | 483,788 | 437,308 | 470,347 | 477,398 |
| | 建設改良費 | 148,848 | 103,764 | 133,346 | 142,522 |
| 地方債償還金 | 334,940 | 333,544 | 337,001 | 334,876 | |
| | 差引 | 3 | 30 | 987 | 69 |
| 総差引 | | 3 | 30 | 83 | 70 |

| | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 |
|------------------------------------|----------|----------------|---------|---------|
| 収益的収支比率 () | 51.8% | 51.1% | 50.4% | 49.5% |
| 経費回収率 () | 35.8% | 40.7% | 38.8% | 38.5% |
| 接続率 () | 94.9% | 94.8% | 94.9% | 95.3% |
| 1 か月 20 m ³ 当たり家庭 料金 | 2,138 円 | 2,618 円 () | 2,618 円 | 2,618 円 |

収益的収支比率 使用料収入や一般会計からの繰入金等の収入で、維持管理費や地方債償還金をどの程度賄えているかを示す。

経費回収率 下水事業においては、汚水処理費を使用料収入で賄うことが基本とされており、どれだけ賄えているかを示す。

接続率 施設利用可能地域において施設を利用している人口の割合を示す。

平成 31 年 1 月に使用料の改定を行っている。平成 30 年度は料金改定前の金額を記載している。

収益的収支比率及び経費回収率は、収入と支出のバランスを示す指標であり、100%以上が健全な状態とされる。しかし、いずれの指標もこれを大幅に下回っており、恒常的に収入不足分を一般会計からの繰入金で補填している状態にある。このような状態が継続している要因としては、次のものが考えられる。

- ・集落排水事業は、処理場が分散して設置されており、それぞれに運転・維持管理のコストが発生する。また、事業対象の集落は、人口非密集地域や中山間部も多く、管路施設の維持管理コストも割高となる。
- ・都市部より人口減少率の高い地域が多く、収入は減少傾向にある。今後、急速に人口減少が進み、一層の財政悪化が見込まれている。
- ・市は、どの汚水処理サービスでも一律の料金体系、を方針としており、集落排水施設の使用料は、公共下水道と同等の水準に設定されている。公共下水道料金は、公共下水道事業の財政健全化を主眼とした水準に設定されており、集落排水事業の財政健全化が達成できる水準には至っていない。

全国的に見ても、集落排水事業における経費回収率の全国平均は 59.6% (令和 2 年度) だが、9 割以上の事業において経費回収率 100%未達となっており、構造的に健全化が困難な事業であると考えられる。しかしながら、可能な限り財政状態を健全化し、一般会計の負担を削減する努力は必要である。

一方、公共下水道事業における主な経営指標は次の通りとなっている。現状では、概ね

健全な財政状態となっている。しかし、今後、人口減少による利用料収入減少や、設備の改築更新による汚水処理費用の増加により、財政状態の悪化の懸念がある。

| | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 |
|------------|----------|--------|---------|---------|
| 経常収支比率 () | 107.3% | 114.5% | 114.9% | 114.1% |
| 経費回収率 | 99.9% | 113.6% | 113.1% | 117.3% |

経常収支比率 使用料収入や一般会計からの繰入金等の経常収入で、維持管理費、減価償却費、支払利息等をどの程度賄えているかを示す。

公共下水道事業においては、平成元年度より公営企業会計を適用している。

集落排水事業の財政状態や公共下水道の見通し等を踏まえ、市の汚水処理サービスを継続していくためには、汚水処理事業全体の観点から事業の抜本的な見直しが必要となっている。全国的にも同様の状況であり、国からも、次のような通知、報告等が出され、極めて重要な課題となっている。

- ・「下水道財政のあり方に関する研究会」中間報告書（総務省自治財政局準公営企業室）
- ・持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル（国土交通省、農林水産省、環境省）
- ・汚水処理の事業運営に係る「広域化・共同化計画」の策定について（関係 4 省連名通知）

これらの中では、「広域化・共同化」、「最適化」が重要な方策とされており、自治体間での施設の統廃合、業務の共通化等を検討することとされている。また、各地域について公共下水道、集落排水施設、個別処理等の中から、地域の実情に応じた効率的かつ適正な整備手法を選定することとされており、これに基づき、例えば、公共下水道と集落排水施設を接続することなどの検討が必要となる。

市においては、令和3年度に、1地区（朝谷島・境寺処理区）の集落排水施設について、公共下水道へ接続し、施設を廃止している。設備の更新費用が高額であり、近隣地域に公共下水道が敷設されていることから、公共下水道への接続が有利と判断されたものである。しかし、その他の地区については、現状の施設を維持・更新することが有利か、それを廃止し公共下水道に接続することが有利か、などの本格的な検討はなされていない。

| 【指摘】 | 汚水処理事業全体としての最適化の検討 |
|------|---|
| | これまで、公共下水道事業及び浄化槽事業は企業局（令和元年度までは公共下水道事業は下水道部、浄化槽事業は市民生活部から事務委任）、集落排水事業は農林水産部で運営されてきた。基本構想により定められた公共下水道区域、集落排水施設区域等の中で、それぞれ計画を策定し、整備・普及を進めているところである。公共下水道事業は |

公営企業会計、集落排水事業は官庁会計で行われていることもあり、財政状態の評価もそれぞれで行われている。

各事業における施設の普及拡大が進み、整備完了が見えてきた現状では、汚水処理事業全体かつ長期的視点での事業の適正化及び財政状態の健全化が重要な課題であると考ええる。市は、広域化等の検討と併せて、長期的には、公共下水道と集落排水施設を接続することが有利な地域はないかなど、事業を横断した再編の検討を本格的に進めていくことが適当である。

また、財政状態についても、それぞれの事業の評価だけではなく、汚水処理事業全体でどのような状態かを評価することも必要と考える。令和 5 年度より、市は集落排水事業に公営企業法を適用し、公営企業会計を導入する予定となっている。公共下水道事業と集落排水事業がともに公営企業会計により決算書が作成されることとなるが、合算した決算数値や経営指標を作成し公表することが有用と考える。さらに、両会計を統合し 1 つの会計とすることで、一体的な財政状態の把握が一層容易となる。市民への情報公開として、また、運営の最適化や料金改定の検討に資するものであり、今後の検討課題と考える。

令和 5 年度以降は、集落排水事業の運営も企業局に移管されることが予定されており、汚水処理事業の運営部局が一本化されることとなる。今後、汚水処理事業全体の観点から、最適な事業構想の検討が進むことを期待したい。

2 - 9 . 農村整備課 (6 - 2 . 農業集落排水施設管理事業)(P.384)

(1) 分担金の徴収について

集落排水施設に関して、福井市では事業費の一部を受益者から分担金として徴収することができる条例を設定している(「福井市集落排水事業分担金徴収条例」)。当該取扱いは、原則として市内のすべての集落排水施設に適用されるが、旧美山町及び旧清水町()により整備された施設については、旧条例に基づく別の取扱いが適用されることとされている。

福井市は、平成 18 年に美山町、清水町及び越廼村と合併している。

| 地域 | 分担金の賦課対象 | 分担金額 () |
|----------------|--|-------------|
| 福井市(下 2 地域を除く) | 施設を新たに設置等した場合に、当該年度の受益者のみ分担金が課される。その後新たに施設の使用を開始する者に対して分担金は課されない。 | |
| 旧美山町 | 施設により利益を受ける者を受益者として分担金が課される。施設設置年度だけではなく、その後新たに施設の利用を開始する者に対しても分担金が課される。 | 20 万円 |

| | | |
|---------------|--|---|
| 旧清水町 | 区域内の土地家屋所有者を受益者として分担金が課される。施設設置年度だけではなく、その後に新たに施設の利用を開始する者に対しても分担金が課される。 | 30万円 |
| (参考) 公共下水道 | 区域内の土地所有者等を受益者として負担金が課される。施設設置年度だけではなく、その後に新たに施設の利用を開始する者に対しても負担金が課される。 | 土地面積× 負担金単価 (最高 530 円/m ²) |

現在では集落排水施設の新設はないため、既存の施設を新たに使用開始するために排水設備を設置する場合等に課される分担金額を示している。

旧美山町及び旧清水町においては、施設設置時点の受益者だけではなく、その後に新たに利用を開始する受益者にも負担を求めることが公平であると考え、そのような取扱いとなっているものと思われる。福井市に合併された後においても、地域内での公平性の観点から、従前の取扱いを継続しているとのことである。

| | |
|--|--------------------------|
| 【指摘】 | 集落排水施設に関する分担金の見直し |
| <p>市は、どの污水处理サービスでも一律の料金体系、を方針としており、公共下水道と集落排水施設を同一料金としている。一方で、分担金については、公共下水道と集落排水施設で異なる体系としており、さらに、集落排水事業内でも、旧美山町、旧清水町、それ以外の地域、の3つの地域で異なる取扱いとしている。</p> <p>一律料金体系の方針は、どの地域、どのサービスでも、市民全員で支えるという考えに基づくものとするが、分担金について異なる取り扱いをすることは、一貫性のないものと感じる。また、どの地域でサービスを利用開始するかで、負担額が異なることも市民にとって分かり難い。旧美山町、旧清水町に関しては、使用料については、一律料金の枠組みにより市全体における公平性が重視される一方で、分担金については地域内での公平性を重視していることと思われ、整合性がとれていないものと感じる。一律料金体系の方針を掲げるのであれば、分担金についても公共下水道と集落排水事業を、さらに、地域ごとの取扱いも統一することが検討されるべきと考える。</p> | |

2 - 10 . 中央卸売市場 (8 - 9 . 市場経営体質強化育成貸付金)(P.463)

(1) 預託金の金額について

当事業は、福井市生鮮食料品安定供給対策特別資金融資、融資保証料補給金及び融資利子補給金から成り立っている。目的は、市場取引に係る代金の円滑な決済を図ることにある。そのうちの特別資金融資の概要は以下の通りである。

| | |
|------|-----------------------------|
| 開始年度 | 昭和 61 年度 |
| 融資方法 | 融資原資として(株)福井銀行に 200,000 千円、 |

| | |
|-------|--|
| | 福井信用金庫に 100,000 千円を預託して融資を実施 |
| 融資期間 | 3 年以内 |
| 融資対象者 | 卸売 3 社、仲卸 18 社、小売団体 3 組合、精算事業者 1 社 計 25 社 |
| 融資利率 | 融資取扱金融機関と協議して決定 平成 31 年 3 月以降の利率 保証協会保証有 1.00%、保証なし 2.00% |
| 融資限度額 | 融資原資預託分 300,000 千円 + 融資取扱金融機関分(預託金の 1.5 倍) 合計 750,000 千円 |

本特別資金融資にかかる令和 3 年度の預託金の預託状況と特別資金の融資状況実績は、下記の通りである。

(単位：千円)

| | 預託金額 | 融資限度額 | 融資金額 |
|---------|---------|---------|---------|
| (株)福井銀行 | 200,000 | 500,000 | 352,500 |
| 福井信金 | 100,000 | 250,000 | 50,000 |

| | |
|---|-----------------------|
| 【指摘】 | 適正な預託金額の設定について |
| <p>当事業では、福井市中央卸売市場が、金融機関に対し融資原資として総額 300,000 千円を預託している。</p> <p>生鮮食品安定供給対策特別資金融資では、金融機関が独自にリスクを負って行うプロパー融資に比べて融資利率が低く設定されているため、金融機関は預託金を運用し利益を計上することで、減少した利益を補てんでき、低利で融資することが可能となる。すなわち、預託金は、金融機関がプロパー融資で得られたであろう利子を補給するという利子補給を目的としている。また、預託金を前もって供給することで、金融機関が信用力の乏しい中小企業にも積極的に融資することも可能としている。</p> <p>しかしながら、福井信用金庫の実際の融資金額は 50,000 千円と、預託金額が 100,000 千円あるものの半分しか実行されていない。なお、令和元年度の融資金額は 60,000 千円、令和 2 年度は 60,000 千円と大きな増減はない。それに対して、預託金額 100,000 千円という枠は、制度が開始された昭和 61 年以降変更されていないとのことである。</p> <p>預託金は、無利子で金融機関に預託されていることから、適正水準を超えて資金の預託が行われた場合、機会損失が発生することとなる。具体的には、過大に預託した場合に、当該資金を運用していれば得られたであろう運用益（又は、資金調達が必要となり支払不要であったらう利息費用）が、機会損失として生じることとなる。逆に、金融機関においては、追加的な利益を得る機会が生じることとなる。</p> <p>資金が運用利益も生まずに金融機関に 1 年間拘束されてしまうため、過大な金額を預託することは望ましくない。そのため、融資計画等や過去の実績値に基づいて、福井信用金庫に対する預託金額を再検討すべきである。</p> | |

また、現状のゼロ金利政策などに伴う金融市場の情勢下において、本事業に基づく預託制度が、融資対象者にとって、引き続き有利なものとなっているのかどうかについて、検証を行い、制度を維持することの適切性についても検討していくことが必要であるとする。

2 - 11 . 農業委員会事務局 (9 - 10 . 農地利用状況調査事業)(P.490)

(1) 違法転用地の固定資産課税

固定資産税は賦課方式による課税であり、市が対象資産を特定し、現況を把握し、それに基づき評価を行い税額の算定を行うこととなっている。

農業委員会で把握している違法転用地 4 件について、固定資産の課税状況を確認したところ、そのうち以下の 3 件が「田」「畑」で課税されていた。

| 土地の所在 ・地番 | 違反転用 の内容 | 農地区分 | 面積 (㎡) | 土地 所有者 | 違反 転用者 | 課税区分 |
|--------------|-------------|--------|-----------|-----------|-----------|------|
| 中ノ郷町 | 資材置場 | 農用地区域内 | 191 | 個人 | 法人 | 田 |
| 坪谷町 | 資材置場 | 農用地区域内 | 1,134 | 個人 | 法人 | 田 |
| 中野町 | 資材置場 | 農用地区域内 | 1,605 | 個人 | 法人 | 畑 |

| 【指摘】 | 違法転用地の固定資産課税について |
|------|---|
| | <p>農業委員会で把握している違法転用地について、毎年 1 月 1 日現在の土地の利用状況によって地目を認定し、課税されるところ、上記の通り、現況に基づいた課税になっておらず、適正な課税状況となっていない。</p> <p>農業委員会事務局で認識した違反転用地に関しては、適切な時期に資産税課へ報告を行うなど、資産税課が現況に基づいた正しい賦課を行うことができるように連携を強化することが必要である。</p> |

以上